

平成31年4月9日
千葉県報第13419号 別冊
(4分冊の3)

平成30年度

千葉県包括外部監査の結果報告書

千葉県包括外部監査人
弁護士 石川英夫

第24節 菊間第二県営住宅15、17号棟住居改善ガス設備工事 (平成29年度)

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

住戸内のガス配管やガス栓の交換工事であり請負契約である。

2 契約の目的

県は平成23年度から千葉縣市原市菊間に所在する菊間第二県営住宅の住居改善工事を棟毎に順次行っていた。平成29年度においては、15、17号棟の住居改善工事の一環としてガス設備工事を行うことになったため当該地域の一般ガス導管事業者（以下、相手方という。）と請負契約を締結した。

3 契約の変更

契約変更はなし。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

随意契約である。

2 契約方法の選択理由

菊間第二県営住宅がある千葉縣市原市菊間は相手方のみが一般ガス導管事業者となっている。一般ガス導管事業は託送供給約款を規定する必要があるところ(ガス事業法48条1項)、相手方の規定する託送供給約款35(1)において、原則としてガス工事は相手方が行うこと、但し同約款35(2)に規定する各工事については、承諾工事人に行わせることができるとの規定がある。これは、ガス事業法61条1項に基づき一般ガス導管事業者は一般ガス導管事業の用に供するガス工作物に関して保安責任を負っていることに基づくものである。

本件工事は、住戸内のガス配管やガス栓の交換工事であるところ、同約款35(2)で規定する工事ではないことから、相手方が工事を請け負うこととなる。そこで、自治令167条の2第1項2号に基づき、相手方と随意契約を締結することとなった。

なお同約款と同様の内容は多くの一般ガス導管事業者の規定する約款において見られるものである。

3 相手方

本節の公共工事の工種は、管工事であり、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、Aランクが641名、Bランクが297名、Cランクが364名である。

相手方の本店所在地は、千葉県茂原市であり、事業内容は、ガスの供給、販売、ガス機器等の販売、関連工事を行うことである。

4 下請負

本件は、ガス配管、ガス栓、ガスメーターの交換、貫通工事を下請けに委託しているところ、下請負の相手方は、ガス配管工事を事業内容とする株式会社である。下請負代金は、税込603万7200円で、本件の報酬額の約8割である。

なお、一般ガス導管事業者が自身で行った工事内容は、施工監理、気密試験、点火確認などを行っている。

5 見積合わせ

本件において、契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されることから財務規則116条の2第1項ただし書（運用通達116条の2関係三オ）に基づき、見積合わせを省略している。

第3 契約金額

1 代金額

本体価格685万円（税込739万8000円）である。

2 予定価格

本体価格685万円（税込739万8000円）であり、参考見積を徴取し積算している。

3 予定価格と契約金額の比率

100%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書、約款等を一体化して綴じている。割印がされている。

2 契約の内容

契約書に添付されている約款は、千葉県の建設・不動産課で作成している建設工事請負契約約款である。上記約款は公共工事標準請負契約約款に準拠するものである。下請負人の選定等を千葉県内に本店を有する者の中から選定する旨の努力義務など、公共工事標準請負契約約款には規定されていない県独自の条項もある。

本件は、下請けがなされているところ、下請負人等に対する受注者の義務として建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同約款に準じた内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結しなくてはならないと定められている（契約書8条）。なお、建設工事標準下請契約約款は、平成

29年7月25日付で改正されているところ、改正については特段触れられていない。

第5 履行の監督及び確認

1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項1号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

平成30年3月20日付で作成されている。工事成績評定表が添付されており、項目に従って判断がなされている。

(2) 監督及び確認の方法

監督職員が現場に赴くなどして、契約図書に基づき履行の確認を行っている。

第6 契約事務の進行

契約事務の進行は以下のとおりである。

平成29年7月	6日	県土整備部都市整備局住宅課担当者が決裁文書を起案
	7月	7日 住宅課長らの決裁
	7月19日	財務規則115条、千葉県建設工事等指名業者選定審査会規程2条2項に基づき、指名業者選定審査会県土整備部会議にて承認
	9月28日	見積書提出
	9月28日	相手方から県に対し部分払いの届出
	9月28日	公共工事履行保証証券を受領
10月	2日	県土整備部都市整備局住宅課担当者が支出負担行為伝票を起票
	10月	3日 課長等の決裁を求める
	10月	3日 施行
	10月	3日 契約締結
	10月	4日 着工
平成30年3月	9日	工事完成通知がなされる（建設工事請負契約約款32条1項）
	3月20日	検査
	3月20日	工事目的物引き渡し
	3月22日	相手方から請負代金の請求
	4月	5日 支払

第2款 指摘

第1 ガス事業法

- 1 ガス事業法は、ガス小売の全面自由化の流れを踏まえて、抜本的に内容が改正された。新たに事業類型を「ガス小売事業」、「ガス導管事業」及び「ガス製造事業」に大別し、「ガス導管事業」は「一般ガス導管事業」と「特定ガス導管事業」に分類したのである。「一般ガス導管事業」は、一定区域内で低圧の導管網を維持・運用し供給供給等を行う事業である。供給区域に独占を認めるので、許可制となる。改正前の「一般ガス事業」の一般ガス事業の導管網がこれに該当し、改正前の一般ガス事業者はおおむね「一般ガス導管事業者」となる。ガス事業法は、平成29年4月1日から施行されている。
- 2 しかしながら、平成29年7月6日県土整備部都市整備局住宅課担当者が作成した決裁文書である随意契約理由書において、ガス事業法の改正を踏まえ、「都市ガスの供給事業を行うことができるのは、ガス事業法に基づき経済産業大臣の許可を受けた「一般ガス事業者」に限定されており、当該施設のある市原市菊間は相手方一者のみがその許可を受けた一般ガス事業者となっている。(以下省略)」と誤った内容が表記された。そのため、ガス事業法の改正が踏まえられないまま、平成29年7月7日住宅課長らの決裁がなされ、さらに平成29年7月19日、指名業者選定審査会県土整備部会会議にて財務規則115条、千葉県建設工事等氏名業者選定審査会規定2条2項に基づき、承認されることとなったのである。
随意契約の理由という契約事務における重要な事項について、現行法を踏まえず行われたことは、重大な問題である。これは、菊間第二県営住宅の工事が平成23年から継続的に行われていたため、担当者において、以前作成した起案を参考にし、今年度起案する際に、新たに法改正を確認するなどの検討を怠ったことが原因ではないかと思料するところである。
- 3 今後は年度に跨って継続的に行う事業の場合、特に法改正に注意して契約事務を行うようにするべきである。

第3款 意見

第1 建設工事請負契約書—公共工事標準請負契約約款

- 1 公共工事標準請負約款とは、請負工事の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、当該請負契約における当事者の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するものである（建設業法34条2項）。同約款は、平成29年7月25日に改正され、同日建設業法34条2項に基づき勧告がなされた。そして、平成29年9月26日国土交通省土地・建設産業局長から公共発注者（各省各庁公共工事

発注担当部局長等、都道府県知事、指定都市の長、公共法人等の長等）宛てに通知（国土建第215）がなされている。公共工事標準請負契約約款の平成29年7月25日改正内容として、下請企業を含めて社会保険加入の促進を促すため、請負代金内訳書及び工程表を提出させ、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとされている（公共工事標準請負契約約款現行3条）。これらの改正は、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守している企業ほど競争上不利になるなどの課題があったことからであった。

- 2 本件において、契約締結日は平成29年10月3日であり、同年9月26日付の上記通知以降に契約を締結している。したがって、改正内容を踏まえることが望ましいが、本契約では、受注者は7日以内に工程表を提出することが義務付けられているだけであり、(契約書3条)、請負代金内訳書の提出や内訳書に法定福利費を明示することは義務付けられていなかった。むろん、実務において、上記日程において、改正の反映を間に合わせることは事実上不可能なのかもしれないが、労働者の権利保護という重大な改正であることからすれば、できる限りの努力をすることが望ましい。

第25節 江戸川幹線845工区関連附帯工事（その2）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、下水道管渠に設置したマンホール内に角落としを設置する工事の請負契約である。

2 契約の目的

- (1) 工事名に記載されている江戸川幹線845工区とは、江戸川左岸流域に新たに下水道を設置する工事の名称である。この下水道に関連する市は、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市及び浦安市の合計8市である。この8市が所在する江戸川左岸流域は、昭和45年9月、公害対策基本法に基づく水質環境基準の類型指定がされ、県は、この指定を受けて、江戸川左岸流域水道計画を立て、昭和48年3月、都市計画決定及び事業認可を得て、以後江戸川左岸流域の下水道整備を進めてきている。江戸川幹線845工区は、この下水道整備事業の一つとして、平成28年度に契約締結がなされた下水道管渠築造工事である。
- (2) 本節の工事は、この江戸川左岸流域下水道管渠築造工事（江戸川幹線845工区）という名称の工事（以下「本体工事」という。）に附帯して行う工事であり、

具体的には、下水道管渠を掘削するシールド工事後に、下水道管渠に設置した人孔内に角落としを設置する工事である。人孔とは、下水道管渠を点検するための出入口であり、角落としとは、水の侵入を防ぐために、人孔の両端に設置した溝に角材をはめ込んで落として堰とする仕掛けのことをいう。

- (3) 工事名に（その2）と記載されているが、これは、附帯工事が三つあってそのうちの一つという意味であり、数字は施工順である。三つの附帯工事のうち枝番なしは、工事用道路補修工事であり、その2は、本節の角落とし工事であり、その3は、補助地盤改良工事や道路側溝工事等である。

3 契約の変更

本節の契約は、平成30年6月27日、工期の終期を平成30年6月29日から平成30年12月28日に変更する契約がなされている。

平成30年12月26日、①工期の終期を平成31年3月25日に変更し、かつ②請負代1123万2000円（消費税込み）から1359万8280円に変更する契約がなされている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約は、随意契約である。

なお、本節の建設工事の工種は、とび・土工・コンクリート工事であり、入札参加業者資格者名簿に登録されている業者は、Aランクが527者、Bランクが388者、Cランクが518者、合計1433者である。

2 契約方法の選択理由

県が、本節の契約として随意契約を選んだ根拠法令は、自治令167条の2第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」である。

3 相手方

本節の契約の相手方は、特定建設工事共同企業体である。共同企業体とは、複数の異なる企業等が共同で事業を行う組織のことであり、民法上の組合であり、法人格はない。相手方は、本体工事の受注者である。

4 下請負

本節の契約には、下請負はない。

5 見積合わせ

本節の契約では、2人以上の者から見積書を徴取する見積合わせはしていない。

第3 契約金額

1 代金額

本節の角落とし設置工事の請負代金は、1040万円、これに対する消費税は83万2000円、合計1123万2000円である。なお、本体工事の代金は、15億7000万円、消費税1億2560万円、合計16億9560万円である。

そして、江戸川幹線845工区関連附帯工事（その1）の代金は90万円、消費税7万2000円、合計97万2000円であり、江戸川幹線845工区関連附帯工事（その3）の代金は3800万円、消費税304万円、合計4104万円である。

2 予定価格

本節の工事の予定価格は、1183万6800円（消費税込み）である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は、94.89%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約書は、標準約款に従って作成されている。契約書には、工事名、工事場所、工期、請負代金額、契約保証金及び解体工事に要する費用等が箇条書きされ、条項は別紙になっているが、割印されている。

2 契約書の記載内容

債権債務の内容は、契約書にではなく、特記仕様書に条文形式で記載されている。施工についての一般事項は、共通仕様書に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

本節の契約は、契約保証金を免除している。契約保証金を免除した理由は、財務規則99条2項2号の工事履行保証契約の締結である。

2 履行の監督及び確認

本節の工事は、工期が延長され、未だ工事中であるため、履行の確認に至っていない。履行の監督については、日報が作成されていないため、詳細は不明である。

第6 契約事務の進行

契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成30年3月 2日 随意契約選択

3月15日 予定価格積算

3月15日 見積書の提示の誘引

平成30年3月26日 見積書受領
3月26日 見積調書作成
3月28日 課税事業者届出書受理
3月28日 公共工事履行保証証券写し受理
3月28日 契約締結決裁伺い
3月28日 契約締結決裁
3月28日 契約書作成（契約締結）
3月29日 主任技術者等選任通知書
3月29日 着工届受理
4月 1日 監督職員選任通知書
6月26日 工事延期届
6月26日 変更契約締結伺い
6月27日 変更契約決裁
6月27日 変更契約作成（契約締結）

第2款 指摘

第1 随意契約の選択理由

1 県の説明

随意契約を選択した理由についての県の説明は、①総合運転時までの期間シールドトンネル内への汚水の流入を防ぐため、シールドマシン設置後に速やかに角落としを設置する必要があるため、同一の施工者による一貫した施工が必要であり、②このため、現地を熟知し、一連の工事に精通している江戸川左岸流域下水道管渠築造工事（江戸川幹線845工区）の受注者が施工することが作業の効率や安全面において有利であるから、自治令167条の2第1項6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当する、というものである。その後の説明では、③第二終末処理場の揚水ポンプを止める工事が発注されたことから角落とし設置が必要となり、④角落としの製作期間（2カ月弱）を見込んだ、⑤その時点では、シールド工事の到達時点は、工事延長493mのうち約65mであった、とのことである。

2 検討

- (1) しかし、シールドマシン設置とは、シールドが掘削の目標地点に到達したことを意味し、その時点で掘削は終わり、その後は、切羽や隔壁の取り外しの工程に進むことになるが、シールド内に汚水が流入する虞がある場合も、隔壁を取り外さない限り実際には汚水が流入する事態は生じない。そして、シールド工事の進捗状況は、本節の随意契約締結時において約13%に過ぎず、その後シールド工事

が遅れたことを考慮すると、本節契約を締結する当時において、角落とし製作が終わる約2カ月後にシールドが終点に到達する見込みが確実であったとは言い難い。そして、本節の角落とし工事は、人孔真上の水路の切り回し（水路の移設）作業が、予定よりも遅れて、人孔内作業を安全に行える渇水期（11月から翌年5月）期限に間に合わず、そのため、本体工事の作業を出水期間（6月10月）は中止することになったという理由により、当初の契約で約定された「平成30年3月29日から同年6月29日」の工事期間が「平成30年3月29日から同年12月28日」に変更されている。その後も、本体工事の遅れが原因となって、工事期間が「平成30年3月29日から平成31年3月31日」に再度変更されている。この二度の工事期間は、その内容に照らし、本節の随意契約締結時点で予見できたと考えられる。加えて、角落としが必要になった事情が、第二終末処理場の揚水ポンプ停止という本体工事に関連する工事であることから、本体工事は発注時点で角落とし設置工事の必要性も認識し得て、同時に競争入札を行うこともできたのではないかという疑問もある。

それ故、本節の角落とし設置工事につき、自治令167条の2第1項6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当する事実があったとは認め難い。

- (2) シールドは、切羽（カッタービット）の手前に隔壁があり、泥水がシールド内に流入しない構造になっているため、シールド工事には必ずしも角落とし工事は伴わず、それゆえにこそ江戸川左岸流域845工区の発注とは別に発注されている。そして、江戸川左岸流域845工区に角落とし工事が必要となった理由も、終末処理場の揚水ポンプを止める「ポンプ設置改良工事（平成29年3月24日契約）」が施工されることになった結果、汚水流入の危険性が生じたことにあるのであって、シールド工事とは関係がない。しかも、角落とし設置工事は、シールド管渠に通じる人孔（マンホール）に予め設置してある両端の溝に角材をはめる工事であるから、工事自体はシールド工事と関係がない。そして、角落としの施工時期は、シールドによる掘削が終わった時点であるから、シールド工事の施工者でなければ角落とし工事の安全性を確保できないという説明も、説得力に欠けるように思える。
- (3) 本節の工期の変更は、本体工事の遅れに因るものである。県の説明によれば、1回目の工期の変更は、本体工事につき水路の切り回しが必要となったということであり、それが分かった日は、平成30年6月26日のことであった。ところが、当初約定した工期の終期は、平成30年6月29日である。それゆえ、本来ならば、平成30年6月26日には、本節の工事が完成しているか、完成間近であった筈であり、仮に完成していなかったとしても、工期の終期の僅か三日前の

ことであるから、水路の切り回しの前に完成させることができた筈であり、それができなかったということは、元々工期の設定に無理があったということに外ならない。

- (4) 以上を総合考慮すれば、契約方法を選択した際、検討が不十分なまま契約締結を急ぎ、そのために随意契約が選択され、その結果、工期を遅らす変更契約が二度もなされたと認めることができる。
- (5) よって、工事を急ぐ理由があると考えられる場合も、そこに無理がないかを多角的に検討し、競争入札が可能ならこれを選択すべきである。

第2 随意契約審査会

- 1 江戸川下水道事務所は、「千葉県建設工事等指名業者選定審査会江戸川下水道事務所部会規定」を制定しているが、同規定2条2項は、「部会は、請負契約等（一件の設計金額が250万円を超え1億円未満の建設工事（以下省略）に係る随意契約締結の適非について意見を述べるものとする。ただし、やむを得ない場合に限り、報告を受けるものとする。」と定めている。この2項に基づいて開催される部会を随意契約審査会という。この随意契約審査会の開催要件に係る設計金額とは、自治体がする公共工事の見積り額をいうが、本節の角落とし設置の予定価格は、1183万6800円であるから、設計金額が250万円を超え1億円未満の建設工事に該当することは明らかである。そして、随意契約審査会を開催しないことがやむを得ないと認められる事情はない。
- 2 よって、以下のとおり指摘する。

随意契約を選択するか否かにつき、随意契約審査会を開催するという要領は、契約方法の選択を適正に行うための方法として優れている。本節の契約についても、随意契約審査会が開催されていれば、随意契約が選択されなかった可能性がある。それ故、随意契約を選択する場合には必ずこの随意契約審査会を開催すべきである。

第3 施工管理

- 1 契約書に定めた建設工事を設計図書に従って施工することを確保するためには、施工を監督することが最も効果的である。約款には、県は、施工を監督する者として、監督職員を定め、現場での受注者に対する指示、詳細図の承諾、工程の管理、工事材料及び施工状況の検査等の権限を与えている。しかし、監督職員の監督の具体的実施状況については、書類が作成されないため、口頭で報告されていても、上司がその報告内容を正確に把握し、記憶し、後にその報告を資料として利用することは困難である。

- 2 よって、監督職員の監督については、報告書や日報を作成し、これらの書類をもって報告するように改めるべきである。

第3款 意見

意見はない。

第26節 県単交通安全対策工事（実叅交差点付帯工）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、実叅交差点（習志野市実叅2丁目所在）に隣接する私有地上に設置された擁壁等の撤去復旧工事に係る請負契約である。

2 契約の目的

- (1) 県は、交通安全計画（国が作成する交通安全基本計画に基づき、都道府県の交通安全施策の大綱として、県、国の地方行政機関及び市町村等から構成される千葉県交通安全対策会議が決定する法定計画）に基づき、県が管理する道路を対象として、県内各所において交通安全対策事業を実施している。そして、当該事業の一環として、県は、平成22年度から、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（県道57号線）の交通安全対策工事（通学路の安全対策工事）を県単独予算により実施しており、平成29年度には、実叅交差点（習志野市実叅2丁目）の歩道整備工事を実施した。
- (2) 当該歩道整備工事の結果、事業開始当初に実施された交差点の隣接私有地の擁壁等建替工事に不備（根入れ深さの不足）が生じることとなった。「根入れ深さ」とは、建築構造物等の基礎の土への埋込みの深さであり、根入れ深さが不足すると、地震時や台風時等に、構造物が移動、転倒するおそれがあるため、安全確保のため、一定の根入れ深さを確保する必要がある。県が平成29年度に実施した実叅交差点の歩道整備工事の結果、擁壁に隣接する交差点付近の地盤面の高さが以前と比べて約26センチメートル低くなり、根入れ不足が生じることとなったため、根入れ深さを確保するため、本工事が付帯工事として必要となった。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

随意契約である。

2 契約方法の選択理由

本契約は、本工事が既発注工事（実叡交差点の交通安全対策工事）と施工及び工程上密接不可分な関係にあるため、「入札に付することが不利」との判断により、既発注工事の受注者との間で随意契約として締結されている。随意契約の根拠規定とされたのは、自治令167条の2第1項6号（「競争入札に付することが不利と認められるとき」）である。

3 相手方

本契約は、既発注工事の受注者との間で締結されている。同社は、千葉県八千代市に本店を置く資本金2000万円の株式会社であり、土木工事、エクステリア工事、舗装工事及びとび・土工業等を事業内容としている。

本節の公共工事の工種は土木一式工事であり、その入札参加資格者名簿に登載されている者の人数はAランクが364名、Bランクが672名、Cランクが413名、Dランクが645名である。

4 下請負

相手方は、下請業者として、1者を選定している。なお、県は、元請業者である相手方から施工体制台帳の提出を受け、注文書、請書及び契約約款の内容から、下請業者にとって不利な条件で契約をしていないことを確認している。また、工事現場において、一括下請ではないことを確認している。

5 見積合わせ

本契約締結に当たり、財務規則116条の2第1項（「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいときは、見積書を徴さないことができる」）及び千葉県財務規則の運用について（通達）116条の2第3項オにより、見積合わせは省略されている。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は、665万3187円（消費税込み）である。なお、本工事と関連する既発注工事の代金額は、1455万8400円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は、668万5200円（消費税込み）である。当該予定価格は、県が保有する工事案件の積算システムを使用して、履行の難易及び履行期間の長短を考慮して決定されている。

3 予定価格と契約金額との比率

契約金額が予定価格に占める割合は、99.5%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、全59条の約款が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書には、工事名、工事場所、工期、請負代金額、契約保証金及び解体工事に要する費用等に関する定めがある。契約条項の詳細は約款に記載されており、約款には、総則規定、受注者の義務に関する規定、下請負人に関する規定、工期に関する規定、請負代金に関する規定、損害賠償に関する規定、解除に関する規定等が設けられている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、66万5319円である。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

県は、平成30年3月28日に本工事の検査を行い、工事検査調書を作成している。検査結果は合格であり、同日、県は、相手方から引渡しを受けた。

(2) 監督及び確認の方法

工事検査調書には、別紙として工事成績評定表が添付されており、考査項目として、施工体制（施工体制一般、配置技術者）、施工状況（施工管理、工程管理、安全対策、対外関係）、出来形及び出来ばえ（出来形、品質、出来ばえ）、工事特性（施工条件等への対応）、創意工夫、社会性等（地域への貢献等）が挙げられている。県の監督員らは上記考査項目毎に評定を行い、評定点が算出され、当該評定点に基づき、検査の合否が決定されている。

第6 契約事務の進行

平成29年12月20日 指名業者選定審査会（千葉土木事務所部会）が随意契約協議（報告）書を受理

12月21日 見積書の提出依頼

12月25日 見積書を受理（見積金額665万3187円）

12月27日 契約締結

12月28日 着工届を受理

平成30年 1月 4日 前払金（260万円）の請求書を受理

1月17日 前払金を支払

1月26日 施工計画書を受理

平成30年 2月 1日 下請業者選定通知書を受理
2月 5日 施工体制台帳を受理
3月23日 工事完成（同日「工事完成通知書」受理）
3月28日 検査実施 引渡し
3月29日 残代金（405万3187円）の請求書を受理
5月 1日 残代金を支払

第2款 指摘

第1 説明書の作成

前述のとおり、本工事は、平成29年度に県が実施した交差点工事の結果、交差点付近の地盤面が約26センチメートル低くなり、そのため、以前建替工事が実施されていた交差点隣接地（私有地）の擁壁等につき、根入れ深さの不足が生じ、追加工事（擁壁等の取壊しと復旧工事）が必要になったことから行われている。

この点、交差点工事の結果、交差点付近の地盤面が低くなることは計画当初から想定されていたが、県が地盤面の低下について当該隣接地の所有者に伝達した記録は残されておらず、また、所有者もかかる事実を聞いていないと主張したため、県の費用負担により本工事が実施されることになった。

そもそも、県は、地盤面の高さに変更が生じる工事を計画していた以上、隣接地の構造物に根入れ深さの問題が生じ得ることは予見できたというべきである。したがって、県は、隣接地の所有者に不利益が生じないように、地盤面の低下を含む計画の詳細について説明すべき義務があり、かつ、後日の紛争を避けるため、説明を実施した後は、説明の相手方、時期及び内容等について記録を作成し、一定期間は保存すべきであった。本件において、このような記録が残されていなかったことは、県の記録管理に問題があったと言わざるを得ない。

今後は、同様の工事において、関係者（隣接地所有者等）に対して計画の詳細を十分説明し、その説明の相手方、時期及び内容等を明記した記録を、一定期間保存する措置をとるべきである。

第3款 意見

第1 随意契約の選定

- 1 本工事は、既発注の交差点工事の受注者との間で随意契約の方法で締結されている。そして、その理由は、「本工事と既発注工事は、施工及び工程上密接不可分な付帯的な工事であり、入札に付することが不利と認められるため」とされている。確かに、「現に契約履行中の工事等に直接関連する契約を現に履行中の契約者

以外の者に履行させることが不利である」場合は、自治令167条の2第1項6号に該当するとされており（津地裁平成13年8月23日判決参照）、また、県の「入札・契約担当者の手引（建設工事関係）」においても、「契約履行中の追加工事」は同号の該当例として掲げられている。

- 2 しかし、このことは、「契約履行中の追加工事」の場合に、無条件に既発注工事の受注者との間で随意契約を締結できることを意味せず、あくまで他の者に受注させることが県にとって「不利」と認められなければならない。そして、「不利」か否かは、個別具体的に検討されるべきである。本件では、「本工事と既発注工事は、施工及び工程上密接不可分な付帯的な工事であり、入札に付することが不利と認められる」ことが随意契約の根拠とされているが、決裁書類を見る限り、本工事と既発注工事が「施工及び工程上密接不可分」であることは具体的に明らかとされておらず、他業者による受注が価格面で確実に不利に働いたといえるのかどうかは判断し難いと言わざるを得ない。本契約では、見積合わせが省略されているため、この点からも相手方以外との契約が県に不利であったのか否かは検討が尽くされているとは言い難い。随意契約が例外的な契約方式であることに照らしても、県は、契約履行中の追加工事の場合においても、他の者との契約が不利に働くことを、具体的資料に基づき検討することが望ましい。

第27節 県単橋梁修繕工事（利根川大橋主桁補修）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

利根川大橋の鋼主桁において、腐食損傷が確認されたことから、当該損傷箇所を補修する工事の請負契約である。

2 契約の目的

香取郡東庄町に所在する利根川大橋では、平成29年度に別途県単橋梁修繕委託（利根川大橋床版補修設計）を発注していたが、この工事の際に実施した橋梁点検により、鋼主桁の腐食損傷が確認された。そこで、当該損傷箇所を補修する工事を行うこととなったものである。

3 契約の変更

本件工事においては、工事の施工中に補強材の一部が、支承取付部と干渉することが判明したため、補強材を一部切断しなければ施工が出来ないことが判明した。そこで、「補強材切断工1カ所」の工程を追加する設計変更を行うこととなり、平成30年3月22日に建設工事請負変更契約書が締結された。但し、これは仕様の変更にとどまるものであり、工期や請負代金額には変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

自治令167条の2第1項7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき）に基づき、随意契約としている。

2 契約方法の選択理由

随意契約を選択した理由について担当課は、「本件工事の施工には、施工足場が必要となるが、当時、当該腐食損傷箇所では、別途発注の塗装工事（県単橋梁修繕工事（利根川大橋塗装工その1））を実施しており、現地には足場が設置されていた。この塗装工事の工期内に、本工事を実施し、施工足場を兼用することにより、工事費用を削減することができることから随意契約を選択した」と説明している。

3 相手方

- (1) 相手方は、香取市内に本社を有し、土木建築施工請負及び土木建築資材の販売等を主な事業とする株式会社である。
- (2) 本節の工事は鋼構造物工事であり、当該工種についての入札参加資格者名簿登録者数は、A等級が247者、B等級が83者、C等級が135者である。

4 下請負

本件工事においては、鋼桁補強工事に下請けを使用しているが、一次下請が1者のみである。

5 見積合わせ

財務規則116条の2第1項に基づいて見積合わせを省略している。

第3 契約金額

1 代金額

請負代金額は594万円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は601万5600円（税込）である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は98.7%とである。

第4 契約書

1 契約書の書式

- (1) 本節の契約書（以下「建設工事請負契約書」という。）の書式は、昭和25年2月21日中央建設審議会決定の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）に従って作成されている。契約の概要が箇条書きされ、発注者と受注者が

記名押印した建設工事請負契約書に、59条もの条項が記載された約款がつづられ、表紙と裏表紙を付けて冊子とし、表紙と裏表紙を貼り合わせた部分に割印が押されている。

- (2) 工事の内容を記載した仕様書や設計図等の設計図書は、契約書とは別の書面になっている。約款の1条に、「発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。」と記載されているが、設計図書が何か、題名等で特定することができる記載はない。

2 契約書の記載内容

約款には、59条が定められている。建設工事であればどのような契約にも使えるものとして作成されているが、本件契約では部分払の定めはないことから、部分払を規定する38条が抹消されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、59万4000円である。但し、契約の相手方は、入札保証金の納付に代えて、契約書4条1項3号に基づき、保証事業会社の保証書を県に差し入れている。

2 履行の監督及び確保

(1) 検査調書及び工事成績評定書

本件工事は平成30年2月20日に着工し、3月23日に工事が完成し、3月23日付工事完成報告書が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて3月29日に完成検査を実施し、工事成績評定表の項目に基づいて検査を行った上で、3月29日付工事検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

工事の監督については、定期的に相手方と協議や打合せがなされており、その結果について工事打合簿などの書面も作成されている。

履行の確認は、項目別評定点の一覧表や施工プロセスのチェックリストなどを用いて、細かくチェックされている。

第6 契約事務の進行

平成30年 2月16日 随意契約による工事实施について執行伺いを起案・同決裁

- 平成30年2月19日 相手方から見積書を徴取（予定価格以下の見積書が提出）
- 2月19日 契約締結に関する執行伺い起案・同決裁
- 2月19日 同日 相手方と建設工事請負契約を締結
- 2月20日 相手方より、着工届が提出され、受領
- 2月20日 相手方からの前金払の請求書提出を受け、前金払いについて支出伝票起案・同決裁
- 3月 5日 相手方に請負代金の前金払い分237万円を支払い
- 3月20日 設計変更を理由とする建設工事請負変更契約書の締結について執行伺い起案・同決裁
- 3月22日 相手方との間で建設工事請負変更契約書を締結
- 3月23日 相手方より工事完成通知書提出され、受領
- 3月29日 工事検査実施（工事検査調書作成）
- 4月17日 相手方からの残代金357万円についての請求書提出を受け、支出伝票起票・同決裁
- 5月 2日 請負代金支払い

第2款 指摘

第1 契約書

1 契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」が何かを特定する記載はなされていない。また、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等の名称等で特定する記載も何らなされていない。

2 そこで、建設工事請負契約書1ページ記載の「別添の条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定できるよう契約書の書式を改定すべきである。

その例として、以下の二つの方法が考えられる。

- (1) それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法。
- (2) 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「県単橋梁修繕工事（利根川大

橋主桁補修) 工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が当該工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、当該工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、○年○月○日付けにて甲と乙が作成した「県単橋梁修繕工事（利根川大橋主桁補修）工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法。

第3款 意見

第1 見積合わせの省略

- 1 本件工事においては、前述のように、自治令167条の2第1項7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき）に基づいて随意契約を行っており、また、随意契約において原則として必要とされる見積合わせも、省略されている。確かに、本件工事の施工には施工足場が必要なところ、本件施工場所においては別途発注の塗装工事（県単橋梁修繕工事（利根川大橋塗装工その1））が実施されていたのであるから、この工期内に本件工事を行い、施工足場の兼用を図ることで、工事費用の削減を図るといふ狙いは理解でき、随意契約による理由は認められると考える。
- 2 しかしながら、本件において、見積合わせを省略する理由は乏しいと言わざるを得ない。すなわち、担当課は、財務規則116条の2第1項及び財務規則運用通達116条の2関係三イに基づいて見積合わせを省略したとしているが、財務規則116条の2第1項は、随意契約を行う場合には、原則として2人以上の者から見積書を徴取するよう明確に求めており、その例外は、「郵便切手、郵便葉書その他法令等によって価格の定められている物品を購入するとき」か「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき」のみである（いずれも財務規則116条の2第1項ただし書）。
- 3 また、財務規則運用通達116条の2関係三イは、前述の見積合わせを省略できる例外的場合のうち、後者の場合を例示列挙したものであるが、その例示されている事項は、「土地購入」、「公社への事業委託」、「利用料金が、インターネットやパンフレット等により公開されている会場借上料で五万円未満の場合」など、まさに、契約の目的や性質から契約の相手方が限定されることが明らかなケースのみにとどまっている。
- 4 本件において、仮に、別途発注の塗装工事における施工足場の設置者・所有者が、他の業者に対して足場の利用を認めない意向を明確にしており、施工足場の設置者・所有者に工事を発注せざるを得ないのであれば、「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される場合」といえる余地がでてくるようにも思われるが、

本件契約の相手方は、別途発注の塗装工事における施工足場の設置者・所有者とは異なっており、そのような特段の事情も存在しない。

- 5 担当課は、施工足場の兼用を図るという目的の範囲内で、可能な限り見積合わせを行うことが望ましい。

第2 変更契約締結の時期

- 1 本件においては、設計変更がなされているが、その設計変更に伴う建設工事請負変更契約書の締結は工事完成通知書の提出前日である平成30年3月22日となっている。
- 2 しかし、担当課によれば、実際に設計変更の必要性が判明したのは平成30年2月27日であり、設計変更の協議を実施した日は2月28日、変更後の設計に基づいて施工を行った日は2月29日と、いずれも変更契約締結の約1か月も前とのことである。
- 3 設計変更については、工期の変更の場合のように、「変更後の工期がいつまで必要か、ギリギリまで判断したい」といった変更契約を遅らせる事情は考えにくい。また、設計変更契約を遅らせることによって、契約の相手方を「仕様に合わない工事の施工を行っている」という不安定な地位に置くことになってしまう。
- 4 担当課は、設計変更の必要性が判明した場合、速やかに設計変更の協議を行い、協議が整い次第、建設工事請負変更契約書を締結することが望ましい。

第28節 平成29年度幕張メッセ施設整備建築工事実施設計

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

- 1 契約の種類
本節の契約は、幕張メッセの施設整備工事の実実施設計に関する請負契約である。
- 2 契約の目的
幕張メッセは、千葉市美浜区中瀬に設置され、平成元年10月から供用が開始された日本を代表する複合コンベンション施設である。これを構成する施設は、国際展示場1から8ホール、国際展示場9から11ホール、国際会議場及び幕張イベントホールの四つの施設からなり、敷地面積約21万7144㎡、延床面積16万8742㎡、総展示面積7万5098㎡の複合コンベンション施設であり、国内では東京国際展示場（東京ビッグサイト）に次ぐ2番目の規模を持つ施設である。そして本業務は、上記施設のうち、中央エントランスの大規模改修工事及び施設設備建築工事(大屋根軒天及びゴンドラレール改修(1から3ホール南側)、中央プラザキャノピー屋根改修、外構舗装面改修)に関する設計業務の委託であ

る。

- 3 契約の変更
契約の変更はない。

第2 契約方法

- 1 契約方法の種類
随意契約である。

- 2 契約方法の選択理由

幕張メッセは、設計協議（コンペ）により選定された東京都内に事務所を構える建築事務所が設計した建物であり、設計者独自のデザインを有しており、同事務所が意匠等に関する著作権を有していることを前提として、今回の改修工事により意匠の改変が予想されることから、同著作権を有している上記事務所を相手方とすることによるべきであるとし、「その性質又は目的が競争入札に適しない」（自治令第167条の2第1項2号）と判断されたためである。

- 3 相手方

上記のとおり幕張メッセの設計を行った建築事務所である。

- 4 下請負

下請負は、2者であり、積算業務に1者、電気設備設計及び機械設備設計に1者が協力事務所として本件業務に関わっている。なおいずれについても契約書において必要とされている、県によるあらかじめの承諾の承諾の手続は採られている。しかし、下請負に関する契約書の提供は受けていない。

- 5 見積合わせ

見積書は、契約の相手方からのみ徴取している。もっとも本節の契約においては、財務規則116条の2第1項ただし書（見積書を徴さないことができる場合）に該当するものと思われる。

第3 契約金額

- 1 代金額

代金額は、2872万8000円（うち消費税212万8000円）である。

- 2 予定価格

予定価格は、2878万9560円（うち消費税213万2560円）である。

- 3 予定価格と契約金額との比率

99.79%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約においては、契約条項の記載された契約書の外に、設計業務委託仕様書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書記載の契約内容の概要は、以下のとおりである。

- (1) 履行期間、業務委託料、契約保証金免除の旨
契約書中、個別の契約条項の前にそれぞれ記載されている。
- (2) 業務に関する手続関係について
2条、14条から18条に記載されている。
- (3) 権利義務の譲渡、著作権に関する取り決めについて
5条から11条に記載されている。
- (4) 一括再委託等の禁止について
12条に記載されている。
- (5) 契約条件の変更について
20条、21条、24条から27条、30条に記載されている。
- (6) 瑕疵があった際の措置、履行遅滞に関して
40条、41条に記載されている。
- (7) 談合に関して
41条の2、41条の3に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由に免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本節の契約事務については、委託先事務所から業務完了通知書が提出され、それに基づき検査調書が作成されており、そこには発注年度、事業名、受注者名、設計金額、完了金額等が記載され、「完了を認める」旨の記載がされている。

(2) 監督及び確認の方法

完了検査の方法としては、千葉県委託設計業務等検査要綱8条1項に基づき、契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、千葉県委託業務等検査基準及びその他関係図書と管理記録及び成果品を対比して合否を判定したとのことであり、検査調書に加えて委託業務成績評定表が作成されている。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年6月28日 見積書徴取
6月29日 契約締結
6月30日 調査職員選任通知書の通知
7月 3日 業務工程表の受領
7月 3日 協力事務所協議願の受領、それに対する県の承諾
7月 3日 管理技術者通知書の受領
平成30年3月15日 業務完了通知書の受領
3月23日 委託業務検査調書の作成
3月23日 成果物引渡申出書の受領
4月16日 請求書の受領
4月27日 代金支払

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そしてかかる条項では、その要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とされている。この点、県からの回答によると、上記要件該当性の判断については、資料は作成していないものの、本件委託先事務所は、「平成27年度幕張メッセ施設整備建築工事实施設設計」「平成28年度幕張メッセ施設設備建築工事基本・実施設計」の委託を行い、上記条項に該当することを確認したとのことであった。
- 2 しかし、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、したがって免除とするための検討は慎重に行うべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在における相手方の規模や財務状況等につき、調査検討する必要がある。したがって、契約保証金を免除するためには、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯(結果)については書面として残しておくべきである。

第2 下請負

本節の契約においては、下請負がされているが、県として、相手方と下請業者

との間の契約内容についての調査を行っている事実は確認できなかった。

この点、県と相手方との契約内容が金額を含めて適正であるか否かの検証にあたって、相手方が下請業者とどのような契約を締結しているのかという点は重要な情報である。そのため、県として、相手方から下請負に関する資料（契約書等）の提出を求めるべきである。

第3款 意見

意見はない。

第29節 県単道路改良（幹線）委託（積算業務その2）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、一般国道464号北千葉道路の橋梁下部工事（成田市土屋所在の河川・道路構造物3件）の積算業務に関する業務委託契約である。

2 契約の目的

一般国道464号北千葉道路は、外環道と成田空港を最短距離で結ぶ計画延長約4.3キロメートルの幹線道路である。このうち印西市から成田市間の約1.3.5キロメートルの区間は、国と県で協同して整備を進めている。県は、当該区間の橋梁下部工事（成田市土屋所在の河川・道路構造物3件）に係る請負契約の発注を予定しており、本契約は、当該請負契約に備えて価格の積算を外部に委託することを目的としている。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

随意契約である。

2 契約方法の選択理由

自治令167条の2第1項2号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に基づき、随意契約が選択されている。積算にあたり使用するシステムを相手方以外が保有していないこと、相手方が長年にわたり積算業務に携わり豊富な経験や知識を有していること、かつ、中立的な立場で本業務を遂行できる唯一の機関であることが同号の適用理由とされている。

3 相手方

本契約の相手方は、千葉県内の地方公共団体が施工する建設事業の円滑で効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の技術の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与することを目的として、県及び県内市町村等が出捐して設立された公益財団法人である。

4 下請負

なし。

5 見積合わせ

財務規則 116 条の 2 第 1 項(「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいときは、見積書を徴さないことができる」)及び千葉県財務規則の運用について(通達) 116 条の 2 第 3 項オにより、見積合わせは省略されている。

第 3 契約金額

1 代金額

代金額は、800万2800円(消費税込み)である。

2 予定価格

予定価格は、800万2800円(消費税込み)である。当該予定価格は、相手方が年度当初に提出した見積書に基づき、履行の難易及び数量の多寡を考慮して定めている。

3 予定価格と契約金額との比率

契約金額が予定価格に占める割合は、100%である。

第 4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、全 27 条の約款が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書には、委託業務の名称、履行期限及び業務委託料がそれぞれ記載されている。また、約款には、総則規定、受託者の義務に関する規定、検査及び引渡しに関する規定、支払に関する規定、解除・損害賠償に関する規定及び秘密保持に関する規定等が設けられている。

第 5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、財務規則 99 条 2 項 3 号により免除されている。同号適用の理由を所管課に確認したところ、本契約の相手方は、過去 2 年間に、複数回にわた

って規模を同じくする契約を県と締結しており、これらすべてを履行していることから、本契約を履行しないこととなるおそれがないと認め、契約保証金を免除したとの回答を得た。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

県は、平成30年1月17日、完了検査を行い、本契約が設計図書に基づき適正に執行されたと判断し、同日付けで委託業務検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

委託業務検査調書には、別紙として委託業務成績評定表が添付されており、各種評価項目が挙げられている。県の監督員らは評価項目毎に評定を行い、評定点が算出され、当該評定点に基づき、検査の合否が決定されている。

第6 契約事務の進行

平成29年	8月10日	本業務に関する依頼書を送付
	8月14日	受託通知書を受理
	8月16日	契約締結
	8月17日	業務着手届を受理
平成30年	1月9日	業務完了報告書を受理
	1月17日	完了検査
	1月24日	委託料請求書を受理
	2月2日	請求額（800万2800円）を支払

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、「その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる」と規定している。
- 2 この点、県は、前述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、「本契約の相手方は、過去2年間に、複数回にわたって規模を同じくする契約を県と締結をしており、これらすべてを履行していることから、本契約を履行しないこととなるおそれがないと認めた」としており、それ以上の調査は行っていない。

しかし、財務規則 99 条 2 項 3 号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。

第 3 款 意見

第 1 秘密保持条項

- 1 契約書添付の約款には、秘密保持に関する規定として次の条項が定められている。
 - ・受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない（23 条 1 項）。
 - ・受注者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない（同条 2 項）。
- 2 一般的に、秘密保持条項における秘密保持義務の内容として、①第三者への開示又は漏洩の禁止のほか、②目的外使用の禁止に関する規定も定められることが多い。この点、本契約の秘密保持条項は、第三者への漏洩を禁止するが、目的外使用の禁止までは定めず、本契約に基づき開示した情報が、全く無関係の機会に相手方に利用されてしまうことを防ぐためには、規定が不十分である。そこで、今後同種の契約を締結する際は、これらの点についても秘密保持条項に規定することが望ましい。
- 3 また、必須とはいえないが、一定の場合に秘密情報の開示を例外的に認める旨の条項を規定する場合もあり得るため（例えば、裁判所等の法的権限を有する機関に開示を義務付けられた場合や、リーガルチェック等を想定し、弁護士・会計士等の法令上の守秘義務を専門職への開示を許容する場合等）、この点についてもその要否を検討することが望ましい。

第 3 0 節 平成 29 年度一般国道 126 号山武東総道路二期整備国道道路 改築事業の施行に関する委託

第 1 款 契約事務の内容

第 1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、銚子連絡道路の一部である、千葉県山武郡横芝光町芝崎から横

芝光町宮川までの約1.6キロメートル区間の整備業務を委託することを目的とする請負契約である。

2 契約の目的

一般国道126号山武東総道路二期事業は、山武市と銚子市を連結する地域高規格道路「銚子連絡道路」の一部である横芝光町芝崎から匝瑳市横須賀までの延長約5キロメートル区間を整備する事業である。そして、本契約は、その事業の一部分についてのものである。

具体的な委託内容としては、「用地取得及び物件補償に関わる土地価格算定、測量、物件調査、物件補償費算定、交渉、契約、登記、支払に関する事、工事及び調査設計に関わる積算、指名、入札、契約、監督、検査、支払等に関する事」とされている（契約書2条）。

3 契約の変更

本節の契約については、従前履行期間が平成29年6月9日から平成30年3月23日までとされていたが、その後、一部区間において地元との協議により水道移設工事と電柱移設工事が同時期にできなくなったため、履行期間が平成30年9月28日までに延長する旨の合意がされている（なお代金額に変更はない）。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

本節の契約に関する事業の対象区間は、一期事業区間と一体となってその効果が発現される道路であるところ、一期事業区間を管理する千葉県道路公社が一体的に道路を管理することが合理的であり、二期事業区間と一期事業区間が密接に関連する道路であるという理由により、千葉県から千葉県道路公社に委託することとされ、平成22年3月26日に「一般国道126号山武東総道路二期整備事業の施行に関する協定書」が締結されている。そのため、自治令167条の2第1項2号（「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」）を根拠として、随意契約が選択されている。

3 相手方

相手方は、千葉県道路公社である。同社は、千葉県内及びその周辺地域における有料道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする公社である。

4 下請負

下請負はない。他方、相手方は別の業者と道路改築工事等の請負契約を複数締結しているが、これについては県から相手方への委託事務の内容（第1の2項参照）としての契約である。また、県は相手方から、相手方と契約先業者との請負契約書等の提供を受けている。

5 見積合わせ

財務規則116条の2第1項ただし書（「契約の目的若しくは性質によって相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき」）を理由として見積書の徴取が省略されている。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は、9000万円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は、代金額と同額である。係る金額は、相手方が作成した実施計画書に基づいて算出されているが、実施計画書は、過去の実績を踏まえて見積が算出されているものである。

3 予定価格と契約金額との比率

100%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書の他に、位置図及び施工範囲図、実施計画書が添付されている。

2 契約書の記載内容

本節の契約内容の概要は、以下のとおりである。

(1) 委託内容

1条で、「別添施行図書により事業を施行することと」されている。また同2条で委託の範囲が規定されている（第1の1項参照）。

(2) 委託費、契約期間

委託費については3条、契約期間については7条にそれぞれ記載されている。

(3) 再委託の制限

4条に記載されており、具体的には、書面により県の承諾を得ずして、委託業務の全部又は大部分を他に委託してはならないとされている。

(4) 委託業務の完了等について

委託費の支払については8条、委託業務の確認及び成果物の引渡しについては

10条、精算については11条にそれぞれ記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項7号を理由に免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

相手方から提出された受託業務精算調書に基づき、県の担当者による委託業務完了検査調書が作成されており、そこには年度、事業名、委託箇所、相手方氏名、当初設計金額、出来高金額等が記載されており、検査監名で「受託業務精算調書のとおり、完了を認める」旨の記載がされている。

(2) 監督及び確認の方法

県からの回答によると、履行確認の方法として、相手方から提出された受託業務精算調書に記載されている内容について、相手方が実施した完成検査書類等により、履行状況を確認し、また工事については現場確認も実施しているとのことである。そして相手方が行った完成検査に関しては、その内容につき相手方から説明を受けているとのことであるが、これを確認することができる書類は作成されていない。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成22年3月26日 「一般国道126号山武東総道路二期整備事業の施行に関する協定書」締結

平成29年5月30日 実施計画書の受領

6月9日 契約締結

6月14日 資金計画書の受領

平成30年3月15日 履行期限延長請求書の受領

3月28日 業務完了通知

3月30日 受託業務精算調書の受領

3月30日 委託業務検査調書の作成

3月30日 請求書の受領（なお本年度分として、契約金額の内金8824万100円につき）

4月24日 上記代金支払

第2款 指摘

第1 決裁文書

本節の契約のうち、「平成29年度一般国道126号山武東総道路二期整備国道道路改築事業の施行に関する委託契約に基づく資金計画について（受理）」と称する決裁文書につき、決裁日の記載が漏れている（もっとも、担当者もそのことに気付いており、ファイルに付箋で記載漏れが指摘されていた。）。そのため、係る文書については、速やかに適切な措置を講ずべきである。

第3款 意見

第1 履行の確認

本節の契約の履行確認方法については、第1款第5記載のとおりであり、相手方が行った完成検査等に関する書類の提出を受けて内容の確認は行ってはいるものの、工事の現場確認や相手方が行った完成検査に関しての相手方からの説明内容等、書類化されていないものも散見された。県としては、委託業務が適正になされたかについて、しっかりと確認する必要がある、その内容については、検査調書の作成とは別に、事後的に検証可能なようにできる限り書面として残しておくことが望ましい。

第3 1 節 防災・安全交付金及び県単道路調査合併委託（舗装維持管理計画策定）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

相手方が舗装点検要領を作成し、また舗装維持管理計画を策定する内容の請負契約である。

2 契約の目的

県の交通特性を踏まえた舗装点検要領を作成し、また既存の調査結果や劣化予想などを整理分析し、舗装の長寿命化とコスト縮減を図ることを目的に維持管理計画を策定することを目的とする。

相手方は、本調査により得た結果について資料を作成し、報告書及び電子媒体の方法で県に対して、その成果物を納入する。

3 契約の変更

履行期限について、第6で記載したとおり、4回延長している。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約の方式は、簡易公募型プロポーザル方式（随意契約）である。簡易公募型プロポーザル方式とは、業務委託の発注に際し、公募に応じた複数の参加者から技術提案書の提出を求め、当該提案書の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した受託者を選定する方式である。

公募に際しては、5者からの応募があった。

2 契約方法の選択理由

自治令167条の2第1項2号の規定により、随意契約としている。

本業務は、県の交通特性を踏まえ、また既存の調査結果や劣化予測などを整理・分析し、舗装の長寿命化とコスト縮減を図ることを目的とした維持管理計画の策定を行うものであることから、業務を遂行するに際しては、県内の舗装の現状を的確に把握し、舗装に関する幅広い知識や高度な技術的判断が求められており、同種の業務は全国的に見ても実施例が少なく、広く建設コンサルタントからの技術提案を受けることが望ましいことから、本業務委託の設計者選定方式は簡易公募型プロポーザル方式を選択した。委託者選定にあたり、「建設工事にかかる建設コンサルタント選定要綱」に基づき、公募型プロポーザルを実施し、委託者を選定している。そこで、本業務は競争入札に適さないものとして、自治令167条の2第1項2号の規定により、随意契約とされている。

3 相手方

契約の相手方は、東京都内に本社を置く株式会社である。同社は道路舗装工事・防水工事・上下水道工事ならびにその他の土木工事の請負、これに関する調査・設計・監理などを事業内容とし、その資本金は、約29億円であり、従業員は約370名である。

4 下請負

下請負はない。

5 見積合わせ

1者から取得しているものの、見積合わせは行っていない。

第3 契約金額

1 代金額

契約金額は、1015万2000円（税込み）である。

2 予定価格

予定価格は1015万2000円である。

3 予定価格と契約金額の比率

100%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

「土木設計等業務委託契約書」が作成されている。

土木設計等業務委託契約書は、契約条項が記載された土木設計等業務委託契約書に、57条が記載される約款（ただし、一部不要な箇所については削除されている）、「データ保護及び管理に関する特記仕様書」、「個人情報取扱特記事項」、「平成29年度防災・安全交付金及び県単道路調査合併委託（舗装維持管理計画策定）特記仕様書」がともに綴られている。

2 契約書の記載内容

「土木設計等業務委託契約書」には、委託業務名、履行期間、業務委託料、契約保証金が記載され、詳細は57条の約款（ただし、一部削除されている。）により定められている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

本契約における契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本件工事は平成30年12月20日に完成し、同日付業務完了報告書が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて12月27日に完了検査を実施し、委託業務成績評定書の項目に基づいて検査を行った上で、12月28日付工事検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

毎月の履行報告書において、適宜履行状況を確認している。

第6 契約事務の進行

平成29年	8月29日	業務委託の執行伺い
	11月15日	相手方業者の特定（土木設計業務コンサルタント選定委員会）
	11月22日	指名業者選定審査会
	12月8日	契約（履行期限平成30年3月23日）
平成30年	3月22日	履行期限を平成30年6月29日に変更
	3月23日	第一回検討委員会

平成30年 5月18日 第二回検討委員会
6月21日 履行期限を平成30年8月31日に変更
8月28日 履行期限を平成30年10月31日に変更
10月29日 履行期限を平成30年12月20日に変更
11月15日 第三回検討委員会
12月20日 業務完了報告書
12月28日 委託業務検査結果通知書

第2款 指摘

第1 変更契約

本件では、発注者である県の要請により、契約の履行期限が4度延長されている。

1 延長となった理由は以下のとおりである。

平成30年3月22日の延長は、「学識経験者及び庁内関係課からの意見聴取のための検討委員会を行うにあたり、学識経験者の選定や、第一回検討委員会の開催日程の調整に不測の日数を要したため」である。平成30年6月21日の延長は、「学識経験者及び庁内関係課からの意見聴取のための検討委員会を行うにおいて、検討事項の追加及び第二回検討委員会の開催日程の調整に不測の日数を要したため」である。平成30年8月28日の延長は、「学識経験者及び庁内関係課からの意見聴取のための検討委員会において、追加された課題に対する検討及び第三回検討委員会の開催日程の調整に不測の日数を要したため」である。

平成30年10月29日の延長は、「学識経験者及び庁内関係課からなる検討委員会において、新たな各土木事務所への意見照会及び修繕費用の精査に不測の日数を要したため」である。

2 履行期間の延長理由については、本来、いずれも契約締結前の設計段階で検討されるべきものであり、履行期限が定められた契約締結後になされるものではない。例えば、第6において「契約事務の遂行」について記載しているが、第一回検討委員会の開催が、当初の履行期限となっていた平成30年3月23日となつているところ、検討委員会の実施が履行に不可欠であるならば、契約前に開催日程について関係者の内諾をとるなどする必要がある。

履行期間の延長については、場合によっては費用の増加につながる可能性もあることから、履行期間については、当初の計画において、履行できることの可否も踏まえて慎重に吟味されなければならない。

第2 契約保証金

本節の契約を締結するにあたり、県は、財務規則99条2項3号により契約保証金を免除している。しかしながら、上記条項に該当することについての検討過程の資料は作成されていない。契約保証金を免除することはあくまでも例外的な取扱いであることは、規定の文言から明らかであり、したがって、免除とするための検討は慎重に行うべきである。そのため、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて調査検討を行い、その検討結果については書面として記録されなければならない。

第3款 意見

意見はない。

第3 2節 千葉県農林総合研究センター新本館建築工事監理業務

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、千葉県農林総合研究センター新本館建設工事に係る監理業務を委託する準委任契約である。

2 契約の目的

千葉県農林総合研究センターは、新品種の育成や栽培技術・防除技術の開発などの試験研究に取り組んでいる農林業の試験研究機関である。同センターのうち、千葉市の本場は本館を含む10の建造物で構成されているが、本館は築50年以上、その他の建物も多くが築40年以上経過し、老朽化が進んでいた。平成26年3月に策定された「千葉県農林総合研究センター機能強化の基本計画」において、同センターの機能強化・再編の一環として、本場内の8棟の建物と本場以外の研究所から機能移転する分を含め、本館に集約して建て替えることとされ、新本館が建築されることとなった。本契約は、当該新本館建築工事に係る監理業務を委託するものである。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

千葉県農林総合研究センター新本館の建築工事は、既存の研究棟を集約し、大規模な研究施設に建て替える工事であり、建築及び各種設備工事の複雑な調整が必要な工事であることに加え、特殊設備や特殊工法を用いた高難度の工事であることから、工事品質を確保する適切な工事監理を行えるのが、当該工事の実施設計を行った業者のみであるとして、自治令167条の2第1項2号により随意契約が選択されている。

3 相手方

相手方は、大阪市に本社を置き、建築の設計監理等を業とする株式会社である。同社は、本契約に先立ち、指名型プロポーザル方式で発注された農林総合研究センター再編整備事業の基本設計を受注し、同センター新本館建設工事の実施設計を随意契約により受注している。

4 下請負

下請負は使用されていない。

5 見積合わせ

相手方が特定されているため、財務規則116条の2第1項ただし書により見積合わせは省略されている。

第3 契約金額

1 報酬額

報酬額は3618万円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格3624万円（消費税込み）である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は99.8%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

委託業務名、履行期間、業務委託料、契約保証金の有無が記載された契約書の表紙部分に、契約条項及び建築士法22条の3の3に定める記載事項が別紙として添付されている。そのほかに、契約条項の別記として、個人情報取扱特記事項とデータ保護及び管理に関する特記仕様書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約条項は、50条からなる工事監理業務委託契約にかかる定型の契約条項が用いられている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本監査の実施時には履行が終わっていないため、検査調書は作成されていない。

(2) 監督及び確認の方法

本監査実施時は、履行の着手から間もないため、管理技術者通知書、業務工程表及び着手届等の書類の提出を受けているのみである。

第6 契約事務の進行

平成30年	1月	9日	業務委託設計書の作成
	1月	10日	本委託業務の発注についての執行伺い
	1月	29日	同決裁
	2月	7日	指名業者選定審査会を開催
	3月	1日	契約相手方から見積書を徴取
	3月	5日	契約の締結につき執行伺い・同日決裁
	3月	5日	契約締結
	3月	6日	管理技術者通知書、業務工程表及び着手届を受領

第2款 指摘

第1 随意契約の選択 - 建設工事等指名業者選定審査会

本契約を随意契約により締結するに先立ち、千葉県建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）が行われているが、同審査会の記録としては、案件名と同案件について承認する旨が記載され、審査会の委員らの決裁印が捺印された書面しか残されていない。千葉県建設工事等指名業者選定審査会規程によれば、審査会は、一定の金額を超える発注を随意契約によろうとする契約担当者の諮問に応じ、経済的合理性及び緊急性等を考慮し、契約の妥当性及び契約の相手方について意見を述べるものとされているが、前記の書面の記載からは、審査会において実質的な検討がなされたのか、審査がなされたとしていかなる検討がなされたのかが明らかでない。随意契約の選択及び契約相手方の選定過程において十分な審査が行われたのか、事後的な検証を可能とするためにも審査会における検討内容は記録化しておくべきである。

第2 契約保証金の免除

- 1 本節の契約については、財務規則99条2項3号の規定により契約保証金の納付が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除を例外的な扱いとしていることからして、免除の要件は慎重に判断すべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について十分な資料の収集と検討がなされているものとは認められない。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。
- 2 また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則99条2項3号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、本契約の締結にあたりどのような審査がなされたのかを確認することができなかった。そのため、契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等について、書面として記録に残しておくべきである。

第3款 意見

意見はない。

第33節 県単河川総合開発委託(高滝ダム堆砂対策検討業務)

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、県内にある高滝ダム貯水池における流入土砂対策を講じる上での課題の整理と流入土砂の堆積箇所を制御する方法等について検討する業務を委託することを内容とする請負契約である。

2 契約の目的

高滝ダムは、房総半島中央部を南北に貫通する県内屈指の二級河川である養老川に洪水の調節、流水の正常な機能維持、水道用水の確保を目的として、平成2年に建設された、総貯水容量1430万立方メートルのダム施設である。係る施設においては、平成2年の供用開始より計画堆砂量を大幅に上回り、その対策を講ずる必要性が高まってきていることから、本節の契約に至ったものである。

- 3 契約の変更
契約の変更はない。

第2 契約方法

- 1 契約方法の種類
随意契約である。
- 2 契約方法の選択理由

相手方である一般財団法人水源地環境センターは、ダム水源地の適正な管理を図り、ダム水源地の活性化と安全で豊かな国民生活の建設に寄与することを目的に設立されたものであり、ダム水源地の環境の整備及び保全、貯水池の管理及び運用等に関する調査研究、技術開発を行っており、当該業務に求められる高度な知識、豊富な経験、判断力、立案能力を有し、また特定の利害に偏しない中立性、公平性が確立されている機関として評価されている。加えて、高滝ダムの堆砂問題については従前より他の同種研究機関など複数の団体に相談をしてきたものの、具体的な対策が決定づけられなかったという経緯も踏まえ、自治令167条の2第1項2号（「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」）に該当するものであると判断され、随意契約が選択されている。

- 3 相手方
一般財団法人水源地環境センターである。

- 4 下請負
下請負はない。

- 5 見積合わせ
見積書は、契約の相手方からのみ徴取している。もっとも本節の契約においては、財務規則116条の2第1項ただし書（見積書を徴さないことができる場合）に該当するものと思われる。

第3 契約金額

- 1 代金額
代金額は、646万9200円（うち消費税47万9200円）である。
- 2 予定価格
代金額と同額である。係る金額は、参考見積額に基づいて算出されている。
- 3 予定価格と契約金額との比率
100%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約においては、契約条項の記載された契約書の他に、個人情報取扱特記事項及びデータ保護及び管理に関する特記仕様書及び設計図書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書記載の契約内容の概要は、以下のとおりである。

- (1) 履行期間、業務委託料及び契約保証金免除の旨
個別の契約条項の前にそれぞれ記載されている。
- (2) 書類の提出等手続関係
3条（業務工程表）、9条（調査職員の通知）、10条（管理技術者の通知）、11条（照査技術者の通知）などに記載されている。
- (3) 一括再委託等の制限
7条に記載されている（なお本件については再委託は行われていない。）。
- (4) 損害賠償関係の定め
27条（一般的損害）、28条（第三者に及ぼした損害）、29条（不可抗力による損害）、40条（瑕疵担保）、41条（履行遅滞）などに記載されている。
- (5) 解除関係の定め
41条の2（談合その他不正行為に係る解除）、42条（発注者の解除権）、46条（受注者の解除権）、47条（解除の効果）、48条（解除に伴う措置）に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項7号（「国又は公法人若しくは公益法人と契約するとき」）を理由として免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書が作成されており、そこには発注年度や受注者名、設計金額及び完了金額等が記載され、「完了を認める」旨の記載がされている。その外に、委託業務成績評定表も作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

委託業務成績評定表においては、業務評定と技術者評定について、専門技術力や管理技術力、取組姿勢等の評価項目毎に、検査員及び監督監がそれぞれ評価をして点数が出されている。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年	10月11日	見積書徴取
	10月12日	契約締結
	10月12日	調査職員選任通知
	10月13日	着手届の受領
	10月13日	業務工程表の受領
	10月13日	管理技術者等通知書の受領
	10月17日	第1回打合せ
平成30年	2月7日	第2回打合せ
	3月14日	第3回打合せ
	3月22日	第4回打合せ
	3月22日	業務完了通知書の受領
	3月22日	委託業務検査実施通知
	3月27日	委託業務検査調書の作成
	3月27日	委託業務検査結果通知
	3月27日	委託業務成果物引渡申出書の受領
	3月28日	請求書の受領
	4月13日	代金支払

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 随意契約選択の理由

本節の契約については第1款第2の2項記載の理由により、随意契約が選択されている。この点、契約事務においては一般競争入札が原則であり、随意契約はあくまで例外であるので、その選択における要件該当性については慎重に行う必要がある。本節の随意契約選択理由の合理性には疑いが残る。そして、どのような経緯、調査によって自治令167条の2第1項2号に該当すると判断するに至ったのかについて、書面が作成されていないため、判断の相当性を確認することができない。それゆえ、随意契約を選択するに至った理由を裏づける事実を具体的に記載した報告書を作成することが望ましい。

第34節 広域河川改修（復興）委託（施工計画検討外その2）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、広域河川改修（復興）工事の仮設施工計画の設計にかかる請負契約である。

2 契約の目的

二級河川作田川水系作田川では、東日本大震災に伴う被害を受け、津波対策事業が進められている。作田川においては普通河川浜川が右支川として合流している。この支川も作田川と同様に津波対策を講じる必要がある。本業務は、浜川に津波対策施設として設置する樋門の施工において、施工中に確認された既設護岸構造（浜川左右岸）の相違に対応するため、仮設施工計画を設計するものである。

3 契約の変更

契約変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

随意契約である。

2 契約方法の選択理由

作田川における樋門設置工の施工箇所に隣接する歩道の陥没事故が発生し、改めて地下水等の対策について施工方法の検討を緊急に行う必要が生じた。同工事については陥没事故以降工事を中断しており、早期再開を図るため、短期間に検討作業を実施する必要があることから、本業務の当初設計とともに、三者会議に携わった経験を有し、本業務の現場条件を熟知しており、効率的に検討作業を実施することができる下記業者と随意契約することとした。

本件委託の原因となる工事については、三者会議等を経て想定していた施工条件と異なる事象等が確認され、この見直しに当たっても「広域河川改修（復興）委託（施工計画検討外）」を自治令167条の2第6号随意契約で発注している。上記委託業務により、施工方法の見直しを行い工事着手したところであるが、仮締切内の排水作業後に護岸の根入れ不足、漏水箇所などを確認し、結果として隣接する県道の歩道の陥没も発生したことから、この対策を緊急に検討する必要が生じ、本件委託業務を発注したものである。

3 相手方

河川計画、建築設計等を事業内容とする株式会社（千葉事務所）であり、本店所在地は東京都である。同社の資本金は約3億円、平成29年度の売上高は約

90億円、従業員数は約500人である。

4 下請負

ない。

5 見積合わせ

財務規則116条の2においては、随意契約を行う時は原則として2人以上の者から見積書を徴することとなっているが、財務規則の運用について（通達）116条の2（見積書）関係第3のイ「急施を要し他の者から見積書をとる時間的余裕のないとき。」は見積合わせを省略することができる定められている。

本契約においては、現場で工事作業を中止しており日々現場管理費用が発生する状況であったこと、及び、対応の遅れがさらなる歩道陥没を起こす可能性があったことから、時間をかけて他の業者にも適正な見積りを徴取する資料や仕様を作成する時間がなかったため、当該条項を適用して見積合わせを省略した。

第3 契約金額

1 代金額

本体価格796万円（税込859万6800円）である。

2 予定価格

797万円（税込860万7600円）である。財務規則110条2項に基づき、上述のとおり契約者から徴取した見積書によっている。

3 予定価格と契約金額との比率

99.9%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

土木設計等業務委託契約書本紙（全57条）のほか、特記仕様書が契約書本紙と一体として綴じられている。

2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、特記仕様書に次のとおり定められている。

- (1) 設計計画
- (2) 補強対策工の比較検討
- (3) 矢板構造計算
- (4) 図面の作成
- (5) 数量計算
- (6) 照査
- (7) 報告書作成

(8) 打合せ協議

契約日は平成29年10月20日、履行期限は平成30年3月23日である。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

業務の履行後、県は検査をし、検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査の具体的方法及び評価項目等は、「委託業務成績評定表」に記載されており、専門的技術力、管理技術力、コミュニケーション力、取組姿勢、成果品の品質等である。

第6 契約事務の進行

本節の契約に係る事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年10月20日 相手方から県に業務工程表が提出された。

10月21日 相手方から県に着手届が提出された。

平成30年 3月20日 業務が完了し、業務完了通知書が県に提出された。

3月29日 検査が完了し、委託業務検査調書及び委託業務検査結果通知書が作成された。

成果物引渡申出書が県に提出され、成果品が引き渡された。

4月 2日 請求書が提出された。

4月26日 支払がなされた（期限内）。

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

県は、上述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、ちば電子調達システムの「契約結果照会」機能により、平成28年度の当該業者の契約実績を確認しており、本業務と同業種（土木関係建設コンサルタント業務）の業務を含め、平成28年度だけで30件の業務を契約・履行した実績があることから、それをもって同号の要件に該当すると判断している。

しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行

状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行能力の有無についても検討を行うべきである。

第3款 意見

第1 契約書—個人情報特記事項

個人情報の利用がないにもかかわらず、個人情報特記事項が契約書に規定されていた。

個人情報の利用がない場合は、個人情報特記事項を規定する必要はないため、当該事項を契約書に規定しないことを要望する。

第35節 県単災害関連（港湾）委託（浜金谷港被災施設設計）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

施設の被災要因を把握し、復旧に係る実施設計を目的とする請負契約である。

2 契約の目的

平成29年10月22日から23日に接近した台風21号による高波強風により浜金谷港金谷地区において湾岸施設及び海岸保全施設に多大な被害が与えられ、北港護岸が喪失する程度の被害を受けた。そこで、台風21号によって被災した施設の被災要因の把握と復旧に係る実施設計を目的として契約を締結した。

3 契約の変更

契約変更はなし。

第2 契約方法

1 契約方法

随意契約である。

2 契約方法の選択理由

- (1) 自治令167条の2第1項5号に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときには随意契約が可能であることから随意契約を締結することとなった。千葉県においては、千葉県出納局が作成する「支出事務の手引き」において、随意契約によることができる場合の説明及び根拠法令等が解説されている。「支出事務の手引き」に、自治令167条の2第1項5号について、例として

「災害時において競争入札の方法による手続をとるとその時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなるとき」が挙げられている。

- (2) 当該地域は、護岸等を喪失したことで、背後地が、高潮や高波からの被害を受けるおそれがあった。そのため、早急に被災要因の把握と復旧に係る実施設計を行い、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業として国の査定を受ける必要があった事案であり、「支出事務の手引き」の具体例に相当する事案であった。

3 契約の相手方

- (1) 本件では、平成22年4月22日付けで「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」を締結している一般社団法人建設コンサルタント協会関東支部に支援を要請した。すると、同支部から災害応急業務を受託できる5者の実施業者の報告を受けた。そこで、報告を受けた業者のうちコリンズ・テクリスシステムから湾岸災害設計の実績が最も上位である相手方と随意契約を締結することとなった。コリンズ・テクリスシステムとは、公共事業を受注した企業が受注実績情報を登録することが定められているシステムであり、全国すべての公共発注機関が共通して利用できるもので、登録企業数は約15万社、登録技術者は約170万人となっている。千葉県では、一般的に指名業者を選定する際に、コリンズ・テクリスシステムを使用して選定している。なお、千葉県では、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、主に台風等の被災による復旧事業を行っており、平成29年度も他に数件適用例がある。
- (2) 相手方の本店所在地は東京都豊島区であり、事業目的は道路、橋梁、港湾、上下水道、河川、鉄道、空港、都市計画などの建設業に関わる各種調査、計画、設計及び施工管理等である。千葉営業所は、千葉県千葉市に所在している。

4 下請負

なし。

5 見積合わせ

本件において、上述の通り緊急性が高かったことから、財務規則第116条の2第1項ただし書き（同条運用通達三イ「急施を要し他の者から見積書をとる時間的余裕のないとき。」）に基づき見積合わせは省略している。

第3 契約金額

1 代金額

業務委託料は本体価格1400万円（税込1512万円）である。

2 予定価格

本体価格1410万円（税込1522万8000円）であり、仕様書、設計書

により積算を行った。

- 3 予定価格と契約金額の比率
99%である。

第4 契約書

- 1 契約書の書式

契約書、約款、個人情報特約特記事項、仕様書などが一体として綴じられている。割印がなされている。

- 2 契約書の記載内容

本件契約書は、県土整備部建設・不動産課が作成する「土木設計等業務委託契約書」を用いている。約款は、国土交通省が公表する公共土木設計業務等標準委託契約約款に準拠しているところ、解除等に関して独自規定がある。

第5 履行の確保

- 1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

- 2 履行の監督及び確認

- (1) 検査調書

作成されている。

- (2) 監督及び確認の方法

千葉県委託設計業務等検査要綱に基づき検査を行っている。

第6 契約事務の進行

契約事務の進行は以下のとおりである。

平成29年10月22日 台風21号により浜金谷港金谷地区において被害発生

10月27日 担当職員が決裁書類を起案

10月27日 所長、次長に対し、建設コンサルタンツ協会関東支部宛て支援要請をしてよいかの決裁を求める

11月 1日 建設コンサルタンツ協会関東支部支部長名義の災害応急業務に関する支援要請に係る受託書が提出

11月 1日 担当職員が、所長、次長、副主幹、施設管理課長に対し自治令167条の2第1項5号の規定による随意契約として業者から見積を徴取してよいか決裁を求めている

平成29年11月 1日 千葉県木更津港湾事務所長の名（発注機関担当職、建設課長）で業者に応急業務実施依頼書を送付し、同日付で承諾書が返送

11月 1日 契約

11月 2日 業者が業務に着手した旨の報告書を受領
なお、履行期間は、平成29年11月2日から平成30年3月25日である

平成30年 3月22日 完了期限は平成30年3月25日だったが、実際に業務が完了した

3月26日 検査を実施

3月26日 成果物の引き渡し

5月 1日 業務委託料1512万円の支払い

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

意見はない。

第36節 県単災害関連（港湾）及び県単港湾管理合併委託 （浜金谷港被災施設測量）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、台風により被災した浜金谷港の被災施設の測量業務を委託する請負契約である。

2 契約の目的

本契約は、平成29年10月22日から23日にかけて接近した台風21号により被害を受けた浜金谷港の港湾施設等の復旧事業を進めるにあたり、被災状況を把握することを目的として、測量業務を委託したものである。

3 契約の変更

契約締結後、被災した5施設についての丁張設置・撤去業務及び災害査定時の測量補助業務を含む査定準備対応業務一式を追加する変更がなされたため、代金額を増額する変更契約がなされている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

本測量業務は、災害復旧にかかるものであり、緊急に行う必要があったことから、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」（自治令167条の2第1項5号）にあたるとして、県と公益社団法人千葉県測量設計業協会（以下、本節において「協会」という。）との間で締結されている災害応急対策に関する業務協定に基づいて協会より推薦を受けた者と随意契約を締結している。

3 相手方

相手方は千葉県富津市内に所在する株式会社である。

4 下請負の有無

下請負は使用されていない。

5 見積合わせ

本契約については、復旧事業を緊急に行う必要があったことから、「見積書を徴しがたいとき」（財務規則116条の2第1項ただし書）にあたるとして、見積合わせが省略されており、相手方のみから見積書を徴取している。

第3 代金額

1 代金額

当初契約の代金額は864万円（消費税込み）である。対応業務の追加による変更契約により代金額は971万7840円（消費税込み）に増額されている。

2 予定価格

予定価格は865万800円である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は99.87%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

委託業務の名称、履行期限、業務委託料、契約保証金などが記載された契約書表紙に別添として測量委託契約の定型の条項が添付されているほか、別記として個人情報取扱特記事項とデータ保護及び管理に関する特記仕様書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書表紙部分に委託業務の名称、履行期限、業務委託料、契約保証金が記載

されており、別紙として、27条からなる測量業務にかかる定型の条項が添付されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

「設計図書に基づき検査の結果下記のとおり完了を認める」との文言の下に、契約の概要を記載した検査調書が作成されているほか、監督員及び検査監による各種の評価項目に対する評定点等が記載された委託業務成績評定表が作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

履行期間中に県の担当者と相手方との間で打合せが行われており、打合せの中で履行状況の確認がなされている。打合せや県から相手方への指示の内容については打合せ記録簿や指示書として書面が作成され、簡潔にその内容が記載されている。

第6 契約事務の進行

平成29年10月26日	協会に対し災害応急業務に関する支援要請を行う
11月1日	推薦業者に対する業務実施依頼を行う
11月1日	推薦業者から実施承諾書及び見積書を受領
11月1日	契約締結
11月1日	契約業者に監督職員選任通知書を交付
11月2日	着手届を受領
12月25日	追加業務の指示を行う
平成30年1月29日	追加業務にかかる変更契約締結
3月14日	業務完了報告書を受領
3月16日	委託業務成果品引き渡し、検査完了
3月19日	請求書を受領
3月30日	代金の支払

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

1 本節の契約については、財務規則99条2項3号の規定により契約保証金の納

付が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除を例外的な扱いとしていることからして、免除の要件は慎重に判断するべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について十分な資料の収集と検討がなされているものとは認められなかった。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。

- 2 また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則99条2項3号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、本契約の締結にあたりどのような審査がなされたのかを確認することができなかった。そのため、契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等について、書面として記録に残しておくべきである。

第3款 意見

第1 見積合わせ

財務規則116条の2第1項本文は、随意契約による場合は、原則として二人以上の者から見積書を徴することとしているが、本契約については、早急に被災状況を把握する必要があったことから、同項ただし書の「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき」に該当するとして、相見積の徴取が省略されている。本事業が災害復旧に係る事業で緊急性を有することは理解できるが、例えば、協会から、当該測量に対応可能な業者が複数ある場合には複数の業者の推薦を受け、複数の業者から簡易な見積書を徴取し、最も低い金額を提示した業者と契約を締結することとした場合に、1者のみから見積書を徴取する場合と比較してそれほど時間を要することはないのではないかと思われる。協会から業務を受託可能な業者が2者以上ある場合には、2者以上の者を推薦してもらい、推薦された業者からそれぞれ簡易な見積書を徴取し、最も低い金額を提示した業者と契約をすることができないかどうか検討してみることが望ましい。

第2編 物品・委託

第1章 一般競争入札

第37節 公舎受付等管理業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、知事公舎において、来訪者対応等が必要と思われる時間帯の内、公舎職員が不在の時に、公舎職員に代わって受付業務や巡回警備等の業務を担当する準委任契約である。

2 契約の目的

千葉市内に所在する知事公舎では、来訪者の身分や来訪目的の確認、郵便、配達物等の受取りなどの受付業務や、巡回警備等の業務を行っている。

そして、こうした受付業務等は、公舎勤務の職員が勤務中の時間帯については公舎職員が行っているが、公舎職員が不在の時間帯や休日については、外部業者に業務が委託されている。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 平成29年4月から平成29年8月までの契約方法

(1) 契約方法の種類

単月ごとに随意契約を行っている。

(2) 契約方法の選択理由

ア 知事公舎については、平日、休日ともに、午前6時から午後8時までを来訪者対応等が必要と思われる時間帯として、受付業務等を実施している。

そして、公舎職員は、平日の午前8時30分から午後5時15分の勤務時間で稼働していることから、公舎職員が配置されている期間は、平日の午前6時から午前9時と午後5時から午後8時（1日当たり6時間）、及び休日の午前6時から午後8時まで（1日当たり14時間）が、業務委託がなされる時間帯となる。

イ そして、平成29年度は、県知事選挙が行われたことから、新知事が決まるまで年間を通じての業務委託の仕様を特定することが困難であったため、年度当初から一般競争入札を行うことができなかった。

ウ また、平成28年度末にそれまで勤務していた公舎職員が退職し、新たな公舎職員が平成29年9月1日まで配置されなかったことから、この期間、公舎職員の欠員が生じていた。

本件業務委託は、公舎職員が不在の時間帯の業務を委託する性質を有することから、公舎職員の欠員を前提とした仕様で長期の契約を締結した場合、平日・休日ともに午前6時から午後8時まで（1日当たり14時間）の委託となり、契約期間中に公舎職員の配属があると、公舎職員の勤務時間と本件業務委託の業務時間が重複し、二重に経費を支出するなど、無駄が多くなってしまう。

エ そこで、平成29年度では、公舎職員が欠員となっていた平成29年4月から平成29年8月までは、自治令167条の2第1項1号に基づいて、1か月単位での随意契約を行っている。

(3) 相手方

この期間の随意契約は、いずれも、前年度の受託業者（但し、前年度は一般競争入札で委託先を決定している）であり、千葉市内に本社を有し、警備業、建物清掃業を主な事業とする株式会社との間で締結されている。

(4) 下請負

下請負はない。

(5) 見積合わせ

この期間の随意契約は、いずれも、財務規則116条の2第1項ただし書を根拠に、「見積合わせ」を省略したいいわゆる1者随意契約が行われている。

2 平成29年9月から平成30年3月までの契約方法

(1) 契約方法の種類

一般競争入札である。

(2) 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

(3) 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格として定められたものは以下のとおりである。

ア 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者で、委託において「A」の等級に格付されている者であること。

ウ この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加資格者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

エ この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置

要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

オ 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

カ 警備業法4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けていること。

キ 千葉市内に本社を有すること

ク 平成26年4月1日以降に千葉県（出先機関を含む。）との間に、庁舎警備等（機械警備は除く。）又は総合受付業務の契約実績があり、その業務実績が良好であること。

ケ 開札日から起算して、過去3年以内に警備業法違反による認定取消し及び営業停止命令を受けていないこと。

(4) 入札者の人数

3者である。

(5) 相手方

千葉市内に本社を有し、警備業、建物清掃業を主な事業とする株式会社（8月までの随意契約の相手方と同じ会社である。）

(6) 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 平成29年4月から平成29年8月までの各月の報酬額等

(1) 報酬額

表のとおり。

(2) 予定価格

表のとおり。

(3) 予定価格と契約金額との比率

表のとおり。

	報酬額(税込)	予定価格(税込)	予定価格と契約金額との比率
平成29年4月	961,200	963,446	99.77%
平成29年5月	991,400	995,561	99.58%
平成29年6月	961,200	963,446	99.77%
平成29年7月	991,400	995,561	99.58%
平成29年8月	991,400	995,561	99.58%

2 平成29年9月から平成30年3月までの報酬額等

- (1) 報酬額
代金額は、402万6240円（税込）である。
- (2) 予定価格
予定価格は、410万2297円（税込）である。
- (3) 落札率
落札率は、98.15%である。

第4 契約書

1 平成29年4月から平成29年8月までの契約書

- (1) 契約書の書式
 - ア 業務委託契約書が月ごとに締結されているが、契約書の内容自体は代金額を除きいずれも同様である。
 - イ 書式は、契約条項が記載された「業務委託契約書」に、「個人情報取扱特記事項」、「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」及び「仕様書」が別紙としてともに綴られる形で作成されている。
- (2) 契約書の記載内容
 - ア 前文が置かれているが、その記述は、まず、箇条書きにて、業務の名称、実施場所、業務内容（ただし、仕様書によるものとされている）、委託期間、委託料及び契約保証金の免除が記載され、その記載にかかる業務委託契約を締結するものと記載されている。
 - イ 条項は25条からなり、履行確認の方法や委託料の支払方法、個人情報の取扱い方法などが規定されている。
 - ウ 仕様書においては、用語の定義や、具体的な業務内容、提出が必要な書類などが詳細に規定されている。

2 平成29年9月から平成30年3月までの契約書

- (1) 契約書の書式
随意契約の期間と同様の「業務委託契約書」が用いられている。
- (2) 契約書の記載内容
随意契約の期間と同様、「業務委託契約書」が締結されているが、その内容は、随意契約の期間の契約書と期間及び業務委託料の金額を除いて同様のものである。

第5 履行の確保

1 契約保証金

- (1) 平成29年4月から平成29年8月までの契約
財務規則99条2項3号を根拠にいずれも免除されている。

- (2) 平成29年9月から平成30年3月までの契約
随意契約の期間と同様、免除されている。

2 履行の監督及び確認

- (1) 平成29年4月から平成29年8月までの契約

ア 検査調書

毎月作成されている。

イ 監督及び確認の方法

検査調書には具体的な確認方法や内容についての記載がなされていないが、担当課からは、「受託業者からの毎月の業務完了報告を受けて、契約内容どおりに履行がされているかどうかを契約書、仕様書等の関係書類に基づき確認するとともに、必要に応じて受託業者立会の実地調査の方法により行っている。」と説明を受けている。

- (2) 平成29年9月から平成30年3月までの契約

ア 検査調書

随意契約の期間と同様、毎月作成されている。

イ 監督及び確認の方法

随意契約の期間と同様である。

第6 契約事務の進行

- 1 平成29年4月から平成29年8月までの契約（平成29年4月の例。5月以降も同様）

平成29年 3月21日 随意契約について執行伺いを起案

3月24日 同決裁

4月 1日 随意契約締結伺いを起案

同日決裁の上、業務委託契約を締結

- 2 平成29年9月から平成30年3月までの契約

平成29年 7月12日 入札実施等について、執行伺いを起案

7月13日 同決裁

7月18日 一般競争入札の公告実施

8月 2日 一般競争入札参加資格確認結果通知書送付

8月21日 第1回開札

※3者が入札も、いずれも予定価格を超える価格での入札であったことから失格し、第2回入札を行うことになる。

8月22日 第2回開札

※1者が辞退し、2者が入札の結果、落札者が決定。

平成29年 8月25日 契約締結伺い起案

9月 1日 同決裁・業務委託契約書締結

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 本件委託業務においては、随意契約の期間、一般競争入札の期間を通じて、財務規則99条2項3号に基づき、契約保証金が免除されている。

財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が、①過去2年間に県、国（公社及び後段を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、②これらをすべて誠実に履行し、かつ、③契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、には、例外的に契約保証金の免除が認められることを定めている。

この点について担当課は、①②は相手方が前年度及び前々年度の契約者と同様であったことから、前年度及び前々年度の契約内容と履行状況を精査して確認し、③の要件については、物品等入札参加業者適格者名簿は、登録審査時に財務諸表等を提出することから、この名簿に登載され、契約時点まで取り消されていないことを確認することで相手方の経営状況を確認し、また、相手方が契約締結前に提出する「警備業務締結前の契約概要説明書」を精査することで業務の実施体制が契約内容に沿っていることを確認し、併せて③の要件を満たしたと判断している。財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な取扱いであることは明らかであるから、免除要件該当性の検討は、慎重に行われなければならない。また、その検討過程及び検討結果は、後日の検証が可能な状態で記録される必要があるといえる。この点、確かに①と②の要件は、過去の実績の確認であることから、担当課の確認方法で十分な確認が可能である。また、③の要件の確認方法のうち、履行体制の確認方法についても妥当と考える。

- 2 しかしながら、③の要件のうち、相手方の現在の経営状況についての確認方法は、県の物品等入札参加業者適格者名簿に登載されていることを確認するだけでは不十分である。すなわち、県の物品等入札参加業者適格者名簿の登載者は、名簿ごとにA等級からC等級まで格付けをされているが、この格付けは、例えば「委託業務」に関しては製造（販売）実績高に50点、自己資本額に10点、生産設備の額に10点、常勤職員数に10点、流動比率に15点、営業年数に5点がそれぞれ配点され、各項目において、製造（販売）実績高の項目であれば、「75億円以上」に50点（満点）、「15億円以上75億円未満」に45点、と項目別に

付与される点数の基準を予め設定して評価し、その他の項目（国際規格等の取得状況や障害者雇用状況などを評価）に配点された10点とあわせた110点中70点以上をA等級、40点以上70点未満をB等級、40点未満をC等級と格付けするものである。これを見ても分かるように、評価点が40点未満の者でもC等級の業者として名簿登載される可能性がある上、この項目別の配点は、企業規模に重点が置かれている一方、一般的に企業の現在の経営状況を現すと考えられる「流動比率」の配点はわずか15点しかなく、企業規模が大きく、高い評価を獲得できる場合には、流動比率における評価点がゼロ点であってもA等級を獲得できる仕組みとなっている。

- 3 これらの事実からすれば、県が物品等入札参加業者適格者名簿の審査時に財務諸表の提出を求めているとしても、契約の相手方が物品等入札参加業者適格者名簿に登載されているという事実だけでは、「契約を履行しないこととなるおそれがない」と認めることはできず、現在の経営状況に関する他の資料等を併せて、判断がなされなければならない。
- 4 また、本件委託業務において、担当課では、契約保証金免除に関する要件該当性の検討過程及びその結果について、何らの書面も作成されていない。契約保証金を免除する際には、免除要件該当性の判断の際に、十分な資料を基にした慎重に判断を行うとともに、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられるよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。

第3款 意見

第1 見積合わせの省略

- 1 本件業務委託においては、平成29年4月から8月までは随意契約で委託業者を選定している。
- 2 この理由については前述のとおりであり、県知事選挙や公舎職員の欠員により業務の仕様が決定できなかったという事情からは、随意契約によることも相当であると考えられる。また、1か月単位の契約であるものの、当該業務の性質（警察など関係各所との綿密な調整が必要となる特殊な業務とのことである）からしても、契約締結にむけた準備期間が一定期間必要と思われることから、5月から8月までの各契約締結の際に、見積合わせを省略した判断についても相当であると考えられる（後述の財務規則116条の2にいう「契約の性質により相手方が特定される」場合に該当。）。
- 3 しかしながら、上記2点が相当であるとしても、4月の最初の随意契約締結の際に見積合わせ（2者以上からの見積書の徴取）を省略して前年度の受託業者との間で1者随意契約を行った判断の妥当性には疑問が残る。

- 4 すなわち、財務規則116条の2では、随意契約による場合は原則として見積合わせを行うことを定めた上で、見積合わせを省略できる場合として、「当該契約の予定価格が10万円未満の場合」、「郵便切手、郵便はがきその他法令等によって価格の定められている物品を購入するとき」、「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき」と定めている。
- 5 本件において担当課は「見積書を徴しがたいとき」に該当すると判断したようであり、随意契約における執行伺いにおいても、①県知事選挙の結果を踏まえた業務仕様の確定や入札に準備期間を要すること、②公舎職員の欠員が生じているところ、公舎職員の不在は業務仕様に影響すること、など見積合わせの省略理由を記載している。
- 6 しかしながら、上記①②は、いずれも以前から予定されていたことであり、随意契約によらなければならない理由としては理解できるも、見積合わせを行うことができない（見積書を徴しがたい）理由になるとは考えにくい。また、当該業務の性質に特殊な点があることも承知はしているが、過去に本件業務を受託した経験がある業者（なお、平成25年度及び平成26年度には、相手方とは別の業者が本件業務を受託している）も存在する以上、見積合わせを行うことは十分可能であったと考えられる。
- 7 よって、担当課は、随意契約を行うことが必要な場合でも、できる限り原則に則って見積合わせを行うことが望ましい。

第2 入札参加資格の設定

- 1 本件業務委託について、9月以降は一般競争入札を採用しているが、入札に参加した業者はわずか3者にとどまっている。

この原因として、合理性が乏しいと思われる制限的な入札参加資格を定めることによって、意欲を持った業者が入札に参加できていないことがあげられる。
- 2 すなわち、今回の一般競争入札の入札参加資格には、「平成26年4月1日以降に千葉県（出先機関を含む）との間に、庁舎警備等（機械警備は除く）又は総合受付業務の契約実績があり、その業務実績が良好であること」、「千葉市内に本社を有すること」という2つの要件が課せられているが、平成29年度に県が行った契約（千葉県HP等で契約結果を公表しているものに限る。）のうち、「千葉県（出先機関を含む）発注の庁舎警備等（機械警備は除く）又は総合受付業務」の契約を行った業者は22者のみであり、その内、千葉市内に本社を有する業者はわずか5者しか存在しない。
- 3 このような入札参加資格を定めた理由について担当課は、千葉県との間での庁舎警備等の契約実績を要する理由については、「千葉県では、成田空港問題を抱

えるなど、他の自治体と異なる特殊性を備えているため、本県（出先機関を含む）関係施設等での庁舎警備等の業務委託については、その特殊性に配慮し、業務をそれぞれ実施している。そうした中で、本委託業務については、知事等の安全を確保することの重要性に鑑み、業務の実施に当たり、警察官などの関係者と綿密な調整を行う必要がある。このような本委託業務の性質上、業務の適正な履行を確保するためには、本県との同種業務にかかる契約実績等が必要であると考え、このような資格を設定している」と説明している。

また、千葉市内に本社を有することを必要とした理由については、「本委託業務の性質上、不測の事態等が発生した場合には、現場での迅速かつ適切な対応が必要となるため、契約の相手方には、緊急事態発生時に社として、速やかかつ適切な判断をし得る責任者が迅速に現場に到着できる体制が整っていることが求められる。そこで、「千葉市内に本社を有すること」を入札参加資格としている。」と説明する。

- 4 確かに、知事公舎という性格を考えると、業務の実施に当たり警察官などとの綿密な調整を必要とすることは容易に想像でき、それに対応した何らかの受注実績を入札参加資格に定めることの必要性は理解できる。

しかしながら、受注実績を入札参加資格に加えるとしても、他府県も含めた庁舎警備の受注実績を定めることで足りると思われ、敢えて「千葉県との間で」とまで限定する必要があるかは担当課の説明を前提としても疑問が残る。

また、千葉市内に本社を有することという入札参加資格については、担当課の説明を前提としても、緊急事態発生時に一定の権限を持つ責任者が迅速に現場に駆け付けられる体制を取れていればよいのであるから、「千葉市内に『営業所』を有すること」（「責任者が常駐する営業所」などの要件を加えることも考えられる）で十分目的は達成できると考えられ、「本社」が千葉市内に存在することまで求めることについては、合理性が乏しい入札参加資格と言わざるを得ない。

- 5 自治法において一般競争入札が原則とされているのは、一般競争入札が最も競争性、透明性、経済性等に優れていると考えられているからである。

とするならば、担当課は、一般競争入札を行う場合には、その利点を阻害しないよう、幅広い入札者が集まるように配慮して入札参加資格を設定すべきであり、本件一般競争入札の入札参加資格についても、その観点から見直すことが望ましい。

第3 履行の確認

担当課は、受託業者からの業務完了報告書の提出を受けて、毎月、当該月の履行状況を確認した後、その都度検査調書を作成している。しかしながら、検査調

書には、いずれも、「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、誰が、どのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切なされていない。自治法234条の2第1項において履行確認の検査が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるから、検査の内容については、単に適正に実施されるだけでは足りず、後日それが検証可能なように報告書等を作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、最低限、誰が、どのような資料を用いて、どのような手順で履行確認を行ったかがわかるような報告書等を作成し、また、確認に要した資料についても可能な限り添付することが望ましい。

第38節 千葉県職員録

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

千葉県において職務に従事する職員の氏名・職名等を掲載した千葉県職員録(平成29年5月1日現在)の印刷および製本の請負契約である。

2 契約の目的

職員録の印刷サイズは平成28年度版と同じくA5版である。

本文は約600頁の内容である。

印刷を要する数量は1万2000部である。

職員録の納入期限は平成29年6月6日である。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は免除されている(財務規則107条1項)。

3 入札参加資格

入札することができる資格として、以下の資格が定められていて、それらの資格を有しない者は、入札することができない。

(1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてA又

はBの等級に格付けされている者であること

- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること
- (6) 千葉県内に本店を有する者であること
- (7) 入札仕様書に示す仕様に合致する品を取り扱う者で、この公告4（監査人注：入札に際して提出を求めている書類）に示す提出書類において、入札仕様書で指定された事項を証明した者であること

4 入札者の人数

入札者は1者である。

5 相手方

落札者は、千葉県内の印刷業等を行う株式会社である。入札に応じた1者がそのまま落札したものである。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 代金額

落札価格は396万5760円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は495万2458円（税込）である。

千葉県職員録本体の予定価格が449万7654円であり、付属物であるインデックスシートの予定価格が8万7956円である。そして、これに消費税率である1.08を乗じた価格が全体の予定価格である495万2458円となる。

3 落札率

落札率は80.08%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書は表題部及び13条の条項からなる。

その他に、個人情報取扱特記事項・談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と

損害賠償に関する特約条項が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

納入場所：千葉県総務部総務課・千葉県文書館

検査期日：納入の都度検査を行う。

対価支払期日：検査を終了し、納入者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は免除されている（財務規則99条2項3号）。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書が作成されているが、落丁・乱丁の有無や冊数の確認等いついかなる検査を行ったのかが記載されていない。

(2) 監督及び監督の方法

本件は平成29年6月6日に納品された。県はこれを受けて同日に検査を実施し、同年6月21日付で代金を支払っている。

第6 契約事務の進行

平成29年4月 3日 総務部総務課長から総務部管財課長へ物品購入等依頼仕様書及び契約書案を添付

4月 6日 公告日

4月14日 入札説明書請求期限

4月14日 参加申請書受付締切日時（17時まで）

4月19日 入札書受付開始（9時から）

4月20日 入札締切（17時まで）

4月21日 開札（14時03分）

4月21日 総務部管財課長から総務部総務課長に入札等結果通知

4月25日 支出負担行為伝票起票

4月27日 決裁日・施行日

4月27日 契約書締結

個人情報取扱特記事項あり

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項あり

平成29年6月 6日 納品及び検査
6月12日 請求書作成
6月12日 支出伝票起票
6月16日 支払登録済
6月21日 支払

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 履行の確認

検査の内容が記録上不明である。後日検証可能なように落丁・乱丁の有無や冊数の確認等いついかなる検査を行ったのかを詳細に記録することが望ましい。

第39節 小型四輪貨物自動車1500cc（総務課分）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、東葛飾地域振興事務所及び印旛地域振興事務所において使用する公用車の更新(新規車両の購入及び旧車両の下取り)を内容とするものであり。契約類型としては、新車の購入契約と中古車の売却契約との混合契約である。

2 契約の目的

県からの回答によると、本件のような公用車の購入（及び旧車両の下取り、処分）については、特段基準はなく、本件下取り対象車両は、いずれも走行距離が10万キロを超え、使用年数も10年以上が経過し、実際にも老朽化による不具合が生じていたために更新時期と判断したものとこのことであった。

また、交換契約という方法を選択した理由に関し、県からの回答によると、公用車の新車両の購入と旧車両の処分は、別々に行うことも可能ではあるものの、事務手続が煩雑となること、新旧車両を同時に保管する駐車スペースがないこと等から、本件では旧車両の下取りと新車両の購入をセットにした交換契約という方法を選択したとのことであった。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号（当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる）を根拠に免除とされている。この点について、県からの回答によると、入札参加資格として「物品等入札参加業者適格者名簿」に登載されていることが求められており、入札参加者が最新の当該名簿に登載されていることを確認することをもって、上記条項に該当していると判断したとのことである。

3 入札参加資格

入札することができる資格として、以下の資格が定められていて、それらの資格を有しない者は、入札することができない。

参加資格は以下のとおりである。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること
- (6) 千葉県内に本店を有する者であること
- (7) 入札仕様書に示す仕様に合致する品を取り扱う者で、この公告4（監査人注：入札に際して提出を求めている書類）に示す提出書類において、入札仕様書で指定された事項を証明した者であること

4 入札者の人数

入札者は2者である。

5 相手方

相手方は、千葉市に本店を有する自動車販売等を業とする株式会社である。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は、182万6060円（うち消費税として13万5033円、リサイクル預託金として3110円）である。これは、相手方が交換に供する車両の価格である192万6060円と県が交換に供する車両（下取り）価格10万円の差額代金（いずれの代金も車両本体代金、消費税及びリサイクル預託金代金の合計額）である。

2 予定価格

予定価格は、224万1386円（税込）である。そしてこの金額については、取引の実勢価格に基づいて算定されている。

3 落札率

落札率は、81.47%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約の書式としては、契約条項が記載された契約書及びそれと一体となす「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」で構成されている。

2 契約書の記載内容

契約書記載の契約内容の概要は、以下のとおりである。

(1) 交換対象となる目的物の表示及び価格

1条に記載されている。もっとも、交換対象となる目的物についてはいずれも「小型四輪貨物自動車」との記載にとどまっている。

(2) 代金額、支払時期及び契約保証金

2条に記載されている。なお、契約保証金については「千葉県財務規則第99条による。」とだけ記載されている。

(3) 新車両の登録手続

3条に記載されており、登録手続は相手方において行うものとされている。

(4) 交換対象車両の引渡し時期及び引渡し場所

4条に記載されており、平成29年10月20日までに県が別途指定する場所において引渡しをするとされている。

(5) 検査関係

5条及び6条に記載されている。

(6) 目的物の補修、損害賠償関係

7条に記載されている。

- (7) 契約の解除
8条に記載されている。
- (8) 契約変更関係
9条及び10条に記載されている。
- (9) 履行遅滞の場合の規定
11条及び12条に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約書上は「千葉県財務規則第99条による」とのみ記載されているが、実際には財務規則99条2項3号を理由として免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書が作成されており、そこには契約業務名、契約金額、契約年月日、履行期限、検査場所、履行年月日、納入者又は請負者名、検査立会人職氏名が記載されており、「検査した結果、履行を確認しました。」と記載されている。

(2) 監督及び確認の方法

検査調書と合わせて、相手方からの納品書、車検証の写し、当該車両のリサイクル券の写し、納入された車両の写真等がファイルに綴じられており、納入された車両の状況が書類から十分確認できる資料が揃えられている。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年7月 6日 入札公告
7月25日 開札
7月31日 落札者との契約締結
9月13日 納品及び検査調書作成
9月13日 請求書発行
9月26日 代金支払日

第2款 指摘

第1 契約書

1 取引対象物件の特定

本節の契約は、上記のとおり、県において使用する車両を交換契約という形で取得（旧車両は下取りとして提供）するものであるが、その交換対象物品の表示

については契約書上、いずれも「小型四輪貨物自動車」との記載にとどまり、県が取得する車両の車種等及び装備品等仕様の記載や、県が下取りに提供する車両を具体的に特定する記載がなされていない。

しかし、契約書は、契約当事者間の合意内容を書面で明確にしておくことにより後日の紛争を回避することにも資するものであるから、当事者間の合意内容についてはできる限り詳細に記載しておくことが望ましい。したがって、県が取得する車両及び下取りに提供する車両の詳細については、例えば県が取得する車両については仕様書を添付するなどしたり、また県が下取りに提供する車両については車両番号や車台番号などを記載するなどすることにより、取引対象物品が契約書上明らかとなる措置を講ずべきであった。

この点、県からの事前回答によると、平成30年度からは下取り車両の状況に関する書類を入札公告書類に添付する運用に改め、取得する車両の仕様書や下取りする車両の状況について、契約書に添付することで、措置が図られたとのことであった。しかし、監査対象年度が平成29年度であるため、指摘として維持することとした。

2 契約保証金免除規定の記載

本節の契約においては、契約保証金が免除されているが、その旨が契約書上からは明らかとなっていない（第1款第4の2項参照）。そのため、契約書において明示すべきである。

この点、県からの事前回答によると、平成30年度からは契約保証金を免除する旨を契約書において明示することとしたとのことであった。しかし、監査対象年度が平成29年度であるため、指摘として維持することとした。

第2 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そして係る条項では、その要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とされている。この点、県からの回答によると、上記要件該当性の判断については、「県の入札結果の公表ページにおいて、複数の所属と契約を締結していることを確認し」、また「当該業者が契約の不履行等を起こしていない旨、管財課に確認した」とのことであったが、その旨の書類は作成されていない。また、上記条項のうち、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについて、いかなる検討を行ったのかは資料からは明らかとならなかった。

- 2 財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、したがって免除とするための検討は慎重に行うべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在における相手方（会社）の規模や財務状況等につき、調査検討をする必要がある。したがって、契約保証金を免除するためには、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯（結果）については書面として残しておくべきである。

第3 決裁文書

- 1 本節の契約締結に関する決裁文書には、契約保証金を免除とする根拠規定として、財務規則99条3項との記載がなされ、それに基づき決裁がなされているが、県からの回答によると、係る記載は誤記であり、正しくは財務規則99条2項3号であるとのことであった。そのため、係る文書については、速やかに適切な措置を講ずべきである。
- 2 この点、県からの事前回答によると、監査人からの事前の問い合わせ（指摘）をきっかけとして、上記誤記についてはその後には訂正処理を行い、その経過についての報告書を作成の上、決裁権者にまでその旨の報告を行っているとのことであった。しかし、監査対象年度が平成29年度であるため、指摘として維持することとした。

第3款 意見

第1 予定価格

本節の契約に関しては、購入予定車両のカタログ価格に一定の割合を値引分として割り引いた金額を積算基礎の算出に使用している。この「一定の割合」について、県からの回答によると、「管財課の物品調達担当者に直近の取引実績を聞き取り」し、そのような割合による値引き計算を行ったということであったが、この経緯に関する書類は作成されていないため、算定手続の適正性が確認できなかった。

積算基礎は、それが入札において重要な指標となるものであるため、その算出における積算根拠については、できる限り明確に書面化して残しておく必要性が高いものといえる。そのため、本件についても、「いつ、誰から、（管財課の）誰に、どのような質問をし、それに対してどのような回答があり、その根拠としてどのような資料が示されたか」などについて、書面化してファイルに綴じておくことが望ましい。

第2 入札参加資格

本節における入札においては、入札者数が2者と、低調な数字にとどまっている。この点、入札においては、複数の入札参加資格が定められているが、係る入札参加資格が、入札者数が少ない原因である可能性も否定できない。そのため、県としては、入札者数が少ない原因について、入札参加資格の必要性も含め調査検討をすることが望ましい。

第40節 軽油見本品購入分析業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、県が軽油に対する違法な混和等（いわゆる不正軽油）を早期に発見・摘発し、軽油引取税の課税の適正を図るため、県内の石油製品販売業者から軽油見本品を購入して、当該軽油見本品に対する軽油識別剤による定性分析及び定量分析を行う業務を委託する請負契約である。

2 契約の目的

軽油引取税の課税の適正を図るためには、販売業者（ガソリンスタンド等）から軽油を見本品として採取し、軽油識別剤の定性及び定量分析を行い、混和等を早期に発見する必要がある。販売業者に対する調査は、税の公平性を保つためにも、県下一律に実施しなければならないが、1000件を超える販売業者を他の業務と並行して県税事務所職員が調査するのは極めて困難であるため、県は、毎年本件業務を外部に委託している。

3 契約の変更

契約の変更手続は特段行われていない。なお、本契約の履行期間は、契約締結時には、平成29年4月3日から平成30年3月30日までとされていたが、本契約締結後、相手方から、県に対し、別件の不正軽油防止広報事業を平成29年7月に実施するため、同事業に合わせて本契約に係る業務を開始したいとの申し出があった。県は、相手方が行う前記広報事業と本契約の業務との関連性が高いと判断し、契約期間内に本契約に係る業務を完了可能であることを確認の上、業務の開始を平成29年7月とすることを承認している。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

3 入札参加資格

主な入札参加資格は、次のとおりである。

- (1) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてA又はBの等級に格付けされている者であること
- (2) 軽油識別剤標準分析方法作業マニュアル（一般社団法人全国石油協会作成）に基づく軽油識別剤（クマリン）の定性分析及び定量分析を行うことができる設備を有していること
- (3) 作業マニュアルに基づく軽油識別剤（クマリン）の定性分析及び定量分析の業務を行っていること

4 入札者の人数

1者である。

5 相手方

相手方は、中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された中小企業団体であり、平成29年度現在、県内のガソリンスタンド事業者785者が加盟している。なお、平成25年度以降、入札者及び落札者は相手方のみであり、相手方による1者入札が平成29年度時点で少なくとも5年間継続している（平成24年度以前は、本監査実施時点において文書保存期間を満了し文書が廃棄されているため、入札状況につき確認はできない。）。

6 下請負

なし。

第3 契約金額

1 代金額

本契約は、1件当たりの単価契約の方式であり、平成29年度の1件当たりの代金は2808円（消費税込み）である。平成29年度の購入・分析件数は1100件であるから、本契約の代金額の合計は308万8800円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は1件当たり3290.21円（消費税込み）である。当該予定価格は、見積書や各種積算資料に基づき、取引の実例価格を算定して決定されている。

3 落札率

落札率は、85.34%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」並びに「仕様書」等が綴じられている。

2 契約書の記載内容

- (1) 契約書の条項は、全13条である。
- (2) 契約期間は、平成29年4月3日から平成30年3月30日までである（契約書2条）。
- (3) 委託業務の具体的内容は、契約書別紙の仕様書に次のとおり定められている。

① 軽油見本品の購入

ア 受託者は、契約締結後1か月以内に、軽油見本品購入分析計画を県に提出し、承認を受ける。

イ 受託者は、県が提供する販売業者のリストにより、店舗から直接軽油見本品（数量500cc）の購入を行う。受託者は、販売業者から軽油見本品を購入した際の領収証等を、購入日ごとに整理して3年間保存し、県から請求があった場合に引き渡すものとする。

② 軽油見本品の分析

ア 受託者は、購入した軽油見本品に対し、軽油識別剤標準分析方法作業マニュアル（一般社団法人全国石油協会作成）に基づき、分析を行う。

イ 受託者は、購入した軽油見本品に対し、購入日を除き3日以内に定性分析を行い、クマリン反応が認められた場合は、同日に当該軽油見本品の定量分析を行う。なお、クマリンとは、軽油に灯油や重油が混和された場合の確認を容易にするため、元売業者が、精製した灯油や重油を出荷する際に添加している物質であり、軽油には添加されていない。クマリンは紫外線に反応して蛍光する性質をもっているため、見本品に蛍光反応があれば、灯油や重油が混和された軽油と判定することができる。本分析業務のうち定性分析とは、蛍光反応の有無を肉眼で確認する分析方法であり、定量分析とは、蛍光強度を測定し灯油や重油の混和率を算出する分析方法である。

ウ 定性分析においてクマリン反応が認められたときは、受託者は、県に対し、同日に電話及びファクシミリ又は電子メールにて報告を行う。

エ 受託者は、分析を行った日を除き3日以内に、県に対し、定量分析の結果を書式により測定結果を添付して報告する（平成29年度は、簡易分析（定性分析）の段階で、異常（クマリン反応）は全件認められなかったため、県に対し当該報告はなされていない。）。

③ 業務実施状況報告

受託者は、県に対し、軽油見本品購入分析業務の各月の実施状況を、所定の様式により、翌月10日までに（3月は同月30日まで）報告する。

④ その他

県が必要と認めたときは、業務の実施状況につき調査を行い、又は受託者に対し報告を求めることができる（平成29年度に当該調査等が行われていない。）。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、免除されている（契約書3条）。免除の根拠規定が契約書に明記されていないため、担当課に照会したところ、財務規則99条2項3号を根拠としているとの回答を得た。担当課によれば、同号を適用した理由は、本契約の相手方は、過年度から続けて契約を締結しており、過去の業務を誠実に履行していたことから、不履行のおそれはないものと判断したためとのことである。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

相手方は、平成30年7月、本契約の履行に着手し、同年8月以降、毎月、前月分の「業務実施状況報告書」を県に提出している。県は、同報告書を受領した後、履行を確認した旨の検査調書を作成し、期限内に委託料を支払っている。

(2) 監督及び確認の方法

県が作成する検査調書には、「下記の契約について平成〇年〇月〇日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言が記載され、その下には、「契約品名又は業務名」、「契約数量」、「契約金額」、「契約年月日」、「検査場所」、「履行期限」、「履行年月日」、「納入者又は請負人」、「検査立会人職氏名」及び「摘要」の記載欄があり、それぞれ記載がなされている。

第6 契約事務の進行

平成29年	4月	3日	契約締結
	5月	8日	軽油見本品購入分析計画を受理
平成29年	8月～		各月末に業務実施状況報告書を受理し、その都度、
平成30年	3月		履行を確認した旨の検査調書を作成し、期限内に委託料を支払

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 財務規則 99 条 2 項 3 号は、自治令 167 条の 5 及び 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、「その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる」と規定している。
- 2 この点、県は、前述のとおり、財務規則 99 条 2 項 3 号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、「本契約の相手方は、過年度から続けて契約を締結しており、過去の業務を誠実に履行していたことから、不履行のおそれはないものと判断した」としており、それ以上の調査は行っていない。しかし、財務規則 99 条 2 項 3 号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。

第 3 款 意見

第 1 契約書－義務の追加

- 1 本契約の相手方の主たる業務は、軽油見本品の購入及び分析業務である。このうち購入業務については、仕様書において、「受託者は、販売業者から軽油見本品を購入した際の領収証等を、購入日ごとに整理して 3 年間保存し、県から請求があった場合に引き渡すものとする。」と定められており、受託者には、業務を適正に履行したことを示す証拠の保存・提出が義務付けられている。
- 2 他方、分析業務については、契約書及び仕様書上、受託者が作業手順に従って分析を行ったことを示す資料の保存は義務付けられていない。この点、県が必要と認めたときは、業務の実施状況につき調査を行い、又は受託者に対し報告を求めることができるとされているが、前記のような資料が保存されていなければ、調査及び報告が十分に行われるとは言い難い。
- 3 したがって、今後県が締結する契約については、受託者に対し、分析業務が適正に履行されたことを確認する資料（例えば、定性分析の結果を示す写真や、定量分析における混和率の算出方法を記載した書面等）の保存を義務付けることが望ましい。

第2 履行の確保—誓約書の提出

本契約の相手方は、県内のガソリンスタンド事業者により構成される中小企業団体である。相手方は、中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された公益性の高い中小企業団体であるが、本契約の履行に当たり自らの組合員が営むガソリンスタンドも調査対象となり得ることから、調査対象の選定や調査結果の報告等が不正に行われる可能性は皆無とはいえない。県は、相手方から軽油見本品購入分析計画の提出を受けた際に、各県税事務所が把握している管内ガソリンスタンドの情報と照合し相手方による不正行為を防止する措置をとっているが、相手方の調査が中立・正確に行われることを担保するため、より一層の措置（例えば、誓約書の提出等）をとることが望ましい。

第3 履行の確認

担当課は、受託業者からの業務完了報告書の提出を受けて、毎月、当該月の履行状況を確認した後、その都度検査調書を作成している。しかしながら、検査調書には、いずれも、「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、誰が、どのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切なされていない。検査調書の作成が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるのであるから、単に作成するだけでは足りず、後日検証可能なように作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、最低限、誰が、どのような資料を用いて、どのような手順で履行確認を行ったかがわかるように検査調書を作成し、また、確認に要した資料についても可能な限り添付することが望ましい。

第4 1 節 軽油引取税申告書データ処理業務委託

第1 款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、県税である軽油引取税に関する軽油引取税申告書の記載内容のデータ入力業務を外部委託する準委任契約である。

2 契約の目的

具体的な入力内容としては、①軽油引取税納入申告書、②軽油の納入数量明細書、③納入先別納入数量等報告書他1件、④軽油の受払い等の数量報告書、⑤事業所・事業所別納入数量等報告書他4件、⑥引取数量（受払い等の数量）引渡しを行った者別・道府県別明細書他7件である（なお実際の入力は空白も存在して

いる。)

係る業務は、軽油引取税の賦課徴収にかかる業務の効率化を図るために委託されているものである。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号（当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる）を根拠に免除とされている。この点について、県からの回答によると、入札参加資格として「物品等入札参加業者適格者名簿」に登載されていることが求められており、入札参加者が最新の当該名簿に登載されていることを確認することをもって、上記条項に該当していると判断したとのことである。

3 入札参加資格

入札することができる資格として、以下の資格が定められていて、それらの資格を有しない者は、入札することができない。

参加資格は以下のとおりである。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 千葉県物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてA又はBの等級に格付けされている者であること
- (3) 公告の日から開札の日までの間に、入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと
- (4) 公告の日から開札の日までの間に指名停止を受けていない者
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること
- (6) 千葉県内に本社又は事務所があり、業務にかかる指示連絡等を迅速に対応できる体制を整えている者であること
- (7) プライバシーマーク又はI SMS認証を取得している者であること
- (8) 本業務と同等業務の実績がある者であること

4 入札者の人数

入札者は3者である。

5 相手方

相手方は、千葉市に本店を有する情報処理サービス等を業とする株式会社であ

る。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 報酬額

報酬額は、入力業務1件あたりの単価を基準とすることとされ、入力内容が異なる6種類の入力業務につきそれぞれの単価を設定しての契約となっている。具体的な単価金額は以下のとおりである（いずれも税込。）。

(1)	軽油引取税データ処理業務（その1）	1件あたり	6. 8256円
(2)	同（その2）	1件あたり	12. 7440円
(3)	同（その3）	1件あたり	12. 8196円
(4)	同（その4）	1件あたり	10. 0764円
(5)	同（その5）	1件あたり	12. 4092円
(6)	同（その6）	1件あたり	11. 1024円

上記単価に基づく落札価格は、202万8652円（うち消費税相当額15万270円）である。

2 予定価格

予定価格は、319万1775円（税込）である。かかる金額は、データ入力業務に関する積算資料に基づいて算出されたものである。

3 落札率

落札率は、63. 55%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約においては、契約条項の記載された契約書の他に、仕様書、データ保護及び管理に関する特記仕様書、個人情報取扱特記事項及び談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書記載の契約内容の概要は、以下のとおりである。

- (1) 契約金額（単価）、納入場所、納入期限、契約期間、契約保証金免除の旨前文に記載されている。
- (2) 再委託の禁止
2条に記載されている。
- (3) 秘密保持、目的外使用の禁止等

5条及び6条に記載されている。

(4) 損害賠償関係

13条（一般的損害及び不可抗力）、14条（瑕疵担保責任）及び17条（履行遅滞）に記載されている。

(5) 解約、解除関係

19条ないし21条に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書が作成されており、そこには当月分の契約数量、契約金額、検査立会人の氏名等が記載されている。

(2) 監督及び確認の方法

履行確認に際しては、委託先からデータ入力されたCD-RWが納品されるため、そのデータを税務課で管理しているシステムに反映させることにより、申告書記載内容が正確にデータ化されているかを確認しているとのことである。また、委託先から提供を受けた納品書の各欄に、数字の確認をした際に記入したと思われるチェックがなされている。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年3月 9日 入札公告

3月29日 入札参加資格の申請、確認

3月29日 開札

4月 3日 落札者との契約締結

4月 3日 データ管理計画書の受領

4月 3日

から

平成30年3月30日 履行期間。なお履行方法としては、毎月1回、県から軽油引取税申告書を相手方へ引き渡し、原則その引渡日から4日後まで（ただし土日祝日を除く）に履行の上で納入することとされている。

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そしてかかる条項では、その要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とされている。この点、県からの回答によると、上記要件該当性の判断については、検討結果を示す詳細な資料はないものの、「本件の契約者は、前年度の契約者と同一であり、他の県内自治体とも同種の契約を交わし履行している法人」であるからとのことであった。
- 2 しかし、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、免除とするための検討は慎重に行うべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在における相手方(会社)の規模や財務状況等につき、調査検討する必要がある。したがって、契約保証金を免除するためには、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯(結果)については書面として残しておくべきである。

第3款 意見

意見はない。

第42節 税トータルシステムクライアント機器等賃貸借

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

千葉県は、租税に関する情報を一元的に統括する税トータルシステムにかかる必要機器(ソフトを含む)を借り受ける賃貸借契約である。

2 契約の目的

- (1) 千葉県は、税トータルシステムのソフトウェアの開発について、平成22年9月29日に税トータルシステム再構築包括的外部委託契約を締結し、平成25年4月1日より本稼働を開始している。この税トータルシステムの運用に必要なクライアント機器等及び関連するソフトウェアの賃貸借については、一般競争入札により平成24年6月25日から賃貸借契約を開始し、機器等の耐用年数(4年間)の範囲内である平成28年9月末で当初締結した賃貸借期間が終了となるが、

平成28年10月から平成29年3月末までと平成29年4月から平成29年9月末までの間は、随意契約で同じ会社との間でクライアント機器の賃貸借契約(再リース)を継続している。また、再リースによる賃貸借契約が終了した後、自治法234条の3の規定による長期継続契約(期間4年間)とし、一般競争入札を執行することとした。

- (2) 履行期間は平成29年5月23日から平成33年10月31日までの間である。本件委託はその契約代金額から、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるので、特定調達公告を経ることを要する(物品等の調達契約の場合3300万円以上のとき)。

- 3 契約の変更
契約の変更はない。

第2 契約方法

- 1 契約方法の種類

契約方式は、一般競争入札である。

- 2 入札保証金

入札保証金は免除されている(財務規則107条1項)。

- 3 入札参加資格

入札参加資格として、千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登載されているもののうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること・調達案件と同等の契約実績があることなどを要する。

- 4 入札者の人数

入札者は3者である。

- 5 相手方

落札者は、東京都内の社会インフラ事業、環境・エネルギー事業等を目的とする資本金99億8300万円、連結従業員数5390人の株式会社である。

- 6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

- 1 代金額

契約価格は3億6536万8320円(税込)である。

各月ごとに稼働状況報告書の提出を受けて、それに基づいて検査調書を作成し、月額761万1840円(税込)を支払う。

- 2 予定価格

予定価格は4億726万224円（税込）である。

3 落札率

落札率は89.71%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書は表題部及び54条の条項からなる。

その他に、データ保護及び管理に関する特記仕様書、個人情報取扱特記事項、特定個人情報等取扱特記事項、談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項、税トータルシステムクライアント機器等賃貸借調達仕様書が合綴されている。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

品名および数量：税トータルシステムクライアント機器等賃貸借 一式
(別紙「調達仕様書」のとおり)

設置場所：千葉県知事の指定する場所

契約保証金：免除

契約期間：契約日から平成33年10月31日まで（賃貸借期間は平成29年10月1日から平成33年9月30日までとし、その前後の期間は導入及び撤去の期間とする。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は免除されている（財務規則99条第2項3号）。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書は作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

本件は各月ごとに稼働状況報告書が提出され、県はこれを受けて同日に検査を実施し、検査調書を作成した上で、毎月761万1840円を支払っている。

第6 契約事務の進行

平成29年3月24日 県報公示についての起案

3月31日 政策法務課（県報原稿提出最終期限）

4月7日 公告開始（県報発行）・入札説明書の交付開始

平成29年4月25日 入札質問締切（午後5時）
4月27日 入札説明書の交付終了（午後5時）
4月28日 入札質問回答
5月1日 入札参加資格確認申請提出期限（午後5時）
→後に9日に変更
5月2日 入札参加資格確認審査
5月8日 入札参加資格決定通知
後に12日に変更
5月17日 入札書提出期限（午後5時）
5月18日 開札（午前10時）
5月23日 支出負担行為伝票起票
平成29年度半年分 4567万1040円
財務規則99条2項3号の規定により契約保証金免除
5月23日 賃貸借契約締結
平成30年4月1日 支出負担行為伝票起票
平成30年度1年分9134万2080円

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

契約保証金免除の要件の具備につき調査した結果を報告書にまとめて資料を添付した報告書を作成し、記録に残すべきである。

第3款 意見

第1 メンテナンス日時の確認

ちば電子調達システムが5月1日にメンテナンスによるシステム停止があることが後に判明したために、入札参加資格の確認申請の締切りが当初の5月1日から9日に変更された。あらかじめシステムメンテナンスの日時を確認しておくことが望ましい。

第43節 メール便配達業務

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本件は、千葉県庁（本庁舎、中庁舎、南庁舎及び議会棟）に所在する各課（局・室を含む。ただし、教育委員会及び病院局は除く。）から差し出されるメール便を、

受託事業者が各課に集荷して回り、各課が指定する荷受人に対して配達することを目的とする請負業務である。

2 契約の目的

- (1) 本件業務の対象となるメール便は、郵便法4条2項に規定する「信書」に該当しない文書で、1梱包につき重量1kg以下、縦・横・厚さの合計が70cm以内で、最長辺40cm以内、厚さ2cm以内のものと定められている。
- (2) 受託事業者は、閉庁日を除く毎日、午後5時までにメール便を各課の職員の立会いのもとに集荷するものとされ、集荷したメール便は、原則として、関東地域宛てについては集荷日の翌々日までに、それ以外の地域宛てについては、集荷日を含め4日以内に配達をしなければならないとされている。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

3 入札参加資格

入札に参加することができる資格として、以下の資格が定められている。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書提出時において千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてA又はBの等級に格付けされている者であること。なお、千葉県における物品等入札参加資格を有しない者は、当該資格に関する審査を受け、資格を有すると認められることによって千葉県における入札参加資格を得ることができる。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (6) 全国規模で本業務の遂行が可能であること。

4 入札者の人数

平成29年度は1者のみである。なお、過去の入札者の人数は、平成25年度及び平成26年度は2者、平成27年度以降は、3年続けて1者のみとなっている。

5 相手方

落札者は、全国規模の配送組織を持つ株式会社の千葉支店である。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 代金額

(1) 単価契約（取引基本契約）の定め

本件は、集荷するメール便1通の重量区分ごとに単価を決定し、業務量に応じて精算する単価契約であり、平成29年度の単価は以下のとおりである。

100gまで 64.8円（内消費税額及び地方消費税額4.8円）

100g超～300g 64.8円（内消費税額及び地方消費税額4.8円）

300g超～1kg 91.8円（内消費税額及び地方消費税額6.8円）

(2) 配達予定数量

本件契約の配達予定数量は、以下のとおりである。

100gまで 12万通

100g超まで～300g 3万1000通

300g～1kg 2万1000通

(3) 代金総額

本件契約の契約金額は、総額1171万2600円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は2061万5040円（税込）である。

3 落札率

落札率は56.82%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

書式は、契約条項が記載された「契約書」に、別紙として、「単価表」、「仕様書（メール便配達業務）」、「29年度 メール便月別予定数量」、集荷時に使用する書式や月報の書式といった本件業務特有の書類や、「個人情報取扱特記事項」、「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」といった県の契約に一般的に使用される書類とともにつづられる形で作成されている。

2 契約書の記載内容

契約書の条項は全13条であり、業務の内容については別紙仕様書で定めるところとされている(1条)。また、各条項では、契約の目的、契約期間、契約保証金の免除などの契約の概要、契約の履行確認方法や代金の支払方法、秘密の保護、契約の解除権などが記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号に基づき免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

毎月検査調書が作成されているが、いずれも「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみであり、検査担当者がどのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は存在しない。

(2) 監督及び確認方法

契約上、集荷は毎日行われるが、集荷翌日に、受託業者が課ごとに作成された後納郵便物等差出票と後納郵便物等取扱票を担当課に提出する。

そして、当該月の月末頃に、受託業者がメール便集荷状況月報及び後納料金ご利用明細表を担当課に提出し、月末から翌月初め頃に担当課による検査及び検査調書の作成が行われている。

第6 契約事務の進行

平成29年	1月10日	入札実施等について、執行伺いを起案
	1月12日	同決裁
	1月20日	一般競争入札の公告実施
	2月15日	入札参加資格の確認申請を行った業者(1者)に対して、一般競争入札参加資格確認結果確認通知書送付
	2月20日	開札が行われ、1者のみ入札となり、相手方が落札者に決定した。
	4月 3日	契約締結伺い起案
	4月 3日	同決裁・業務委託契約書締結

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 入札参加者の人数

- 1 本件では、一般競争入札が行われているが、過去5年間の入札者数は、1～2者といずれも低調な数字にとどまっている。
- 2 本件業務は、メール便の配達という業務の性質上、全国規模で業務の遂行が可能であることが求められており、業務を遂行可能な業者の絶対数が少ないといった事情が存在するのは確かであるが、それでも遂行可能な業者が1者ということは有り得ず、1者入札が3年間継続しているという現在の状況は、一般競争入札に期待されている競争原理が働いているとは言い難い。
- 3 担当課は、本件業務の遂行が可能と思われる業者が、本件入札に参加しない理由などを調査するなどして、できる限り1者入札を避ける工夫をすることが望ましい。

第2 予定価格と契約価格との乖離

- 1 本件の過去5年間の予定価格、契約金額、落札率の推移は以下のとおりである。

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予定価格(税込)	12,776,495	13,617,461	13,420,716	22,266,036	20,615,040
契約金額(税込)	11,614,995	11,831,184	12,259,296	13,226,220	11,712,600
落札率	90.91%	86.88%	91.35%	59.40%	56.82%

- 2 このうち、契約金額は、年度による変動はあるものの、おおむね1100万円台から1300万円台を推移しているのに対して、予定価格は、平成27年度の1342万円余りから平成28年度は2226万円余りと約65%も増加し、この結果、落札率も90%台から一気に50%台に急落していることが伺える。配達予定数量の増減などの変動要因を考慮しても、基本的な業務内容は同様であるにもかかわらず、突然の予定価格の急上昇と落札率の急低下は、予定価格の設定が相当でない（高額すぎた）ことを強く伺わせる事情と考える。
- 3 この点について担当課は、「平成27年度までは積算基準書を使用して予定価格を積算していたが、入札不調となったため、平成28年度から予定価格の積算方法を変更した。平成28年度以降は、業者（平成29年度の受託業者を含む2社）から徴取した参考見積価格や、昨年度の予定価格、契約金額、数年分の発送通数の増減率などを参考に、予算の範囲内で所属長が決定することとしている」と説

明している。そして、平成29年度の参考見積価格は、100gまでの区分が1通100円と150円、100g超から300gまでの区分が1通300円と200円、300gから1kgまでの区分が1通450円と300円と、実際の契約金額の単価に比べて、2倍以上高額な金額となっている。

- 4 確かに、本件業務のような全国規模で取り扱う必要のあるメール便は、取扱業者も少なく、予定価格の積算方法に苦慮する担当課の立場もその苦労も理解できる。しかしながら、基本的な業務内容を変更していないにもかかわらず、予定価格が約65%も増加し、また、積算されたその金額は、前年度の契約金額と比較しても80%以上高額であったのであるから、新しい積算方法の妥当性・相当性について、もう一步踏み込んだ十分な検討をすべきであったと考える。
- 5 新しい積算方法において、積算価格が相当程度高額に算出された原因は、2者の業者から徴取した参考見積価格が、実際の契約単価と著しく乖離していることにあることは明らかであるから、これまでの契約金額を十分に考慮するなどして、その乖離を是正する方法等を検討すべきであり、担当課は、予定価格の設定に当たり、妥当な積算方法を、さらに十分に検討することが望ましい。

第3 履行の確認

前述の様に、担当課において毎月の履行状況を確認した後、その都度検査調書が作成されているが、いずれも「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、検査担当者がどのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切ない。自治法234条の2第1項において履行確認の検査が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるのであるから、検査の内容については、単に適正に実施されるだけでは足りず、後日それが検証可能なように報告書等を作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、最低限、誰が、どのような資料を用いて、どのような手順で履行確認を行ったかがわかるような報告書等を作成し、また、確認に要した資料についても可能な限り添付することが望ましい。

第4 4節 再生PPC用紙（本庁分）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、本庁の各課・局で使用する再生PPC用紙を購入する際の単価を定める売買取引基本契約である。

2 契約の目的

本庁の各課・局で使用する再生P P C用紙を調達することを目的とする契約であり、A 3（1箱1500枚）、A 4（1箱2500枚）、B 4（1箱2500枚）、B 5（1箱2500枚）の単価を定める単価契約となっている。管財課が各所属の需要を取りまとめ、概ね週に1回の発注日に業者に発注を行うことで、個々の売買契約が成立する形式となっている。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項ただし書）。

3 入札参加資格

入札参加資格として、以下の資格が定められている。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 入札公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 入札公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること。
- (6) 仕様書に示す規格に適合する物品を納入できることを証明した者であること。

4 入札者の人数

平成29年度の入札者は3者である。過去4年間の入札者数は、平成25年度が4者、平成26年度が3者、平成27年度が2者、平成28年度が4者である。

5 相手方

相手方は、千葉県習志野市に本社を置き、オフィス用品の販売等を業とする株式会社である。

6 下請負

下請負は使用されていない。

第3 契約金額

1 代金額

1箱あたりの契約単価は、A3用紙が1523.88円（消費税込み）、A4用紙が1227.96円（消費税込み）、B4用紙が1856.52円（消費税込み）、B5用紙が1027.08円（消費税込み）である。予定数量に基づいて算定される合計代金は、3779万4686円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は5646万8880円（消費税込み）である。

3 落札率

落札率は66.93%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書には納入先の一覧表が別紙として添付されているほか、談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が別紙として添付されている。また、契約条項において、業者側が現品の納入に際して従うものとされている「仕様書」は添付されていない。

2 契約書の記載内容

契約書の冒頭に、品名、各用紙（A3、A4、B4、B5）の単価、納入場所、契約期間、検査期日、対価支払期日、契約保証金の項目が記載されている。契約条項は15条からなり、「仕様書」に基づいて現品を納入すべきこと、不良品の引取り、交換、期限内に納品できない場合の遅滞金の定め、契約の解除、権利義務の譲渡・承継の禁止、裁判の管轄合意等が定められている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書として独立した書類は作成されていないが、業者から提出された納品書に検査済みを示すスタンプが押され、当該スタンプの枠内に検査日及び検査者の指名押印をする形式で検査を行ったことが記録されている。

(2) 監督及び確認の方法

納入先の各所属において、納品された物品の現品確認を行っている。

第6 契約事務の進行

平成29年1月13日	入札公告
2月13日	入札参加資格確認申請書提出期限
2月24日	入札書提出期限
2月27日	開札
4月 1日	契約締結

第2款 指摘

第1 契約書

本契約の契約条項には、県から業者への注文方法、納品期限、最小発注単位に係る条項が規定されていない。契約書の条項には、入札に際して県から提示されている「仕様書」に基づいて納品を行う旨の規定があり、当該仕様書には、納品期限や最小発注単位などの規定がなされており、仕様書にこれらの記載があることから、仕様書の記載事項が契約の内容になっているものと解釈できないものではないが、上記事項は重要事項であるから、契約書の条項として明記しておくべきである。

第2 契約保証金の免除

- 1 本節の契約については、財務規則99条2項3号の規定により契約保証金の納付が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除が例外的な扱いとされていることからして、免除の要件は慎重に判断するべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について十分な資料の収集と検討がなされているものとは認められない。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。
- 2 また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則99条2項3号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、本契約の締結にあたりどのような審査がなされたのかを確認することができない。そのため、契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等を記録しておくべきである。